

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 53 回食品添加物部会

日時：2023 年 3 月 27 日（月）～ 3 月 31 日（金）

場所：香港特別行政区（中華人民共和国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 並びに第 92 回及び第 95 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項
3(b)	第 92 回及び第 95 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合：整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品分類 01.0～03.0 及びその下位分類における着色料に関する食品添加物条項（注釈 161 に関連する着色料の採択済みの条項を含む）
5(b)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：GSFA に関する電子作業部会報告
5(c)	食品添加物の一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2021/55-FA への回答）
5(d)	注釈 161 がついていない採択済みの甘味料の添加物条項に関する状況報告書
5(e)	硝酸塩及び亜硝酸塩に関するデータの入手可能性に関する一般的情報（CL 2021/82-FA への返信）

5(f)	食品中のオルトフェニルフェノール（INS231）及びオルトフェニルフェノールナトリウム（INS232）の商業的使用に関する情報 （CL 2021/83-FA への回答）
6	食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 （CL 2021/81-FA に対する回答）
8	GSFA 食品分類及び FoodEx2 データベースのマッピングに関する討議文書
9	食品分類 01.1.1「流動乳（プレーン）」におけるクエン酸三ナトリウムの使用に関する食品添加物条項についての討議文書
10	ワイン製造における特定の食品添加物の使用に関する討議文書
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 53 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2023 年 3 月 27 日（月）～ 3 月 31 日（金）

場所：香港特別行政区（中華人民共和国）

2. 参加国及び国際機関

35 加盟国、1 加盟機関、21 オブザーバー

3. 出席者

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課 基準策定専門官	竹田 佳弘
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課 主査	清水 佑美
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課	
国際食品室 室長補佐	佐々木 佳名子
農林水産省消費・安全局食品安全政策課 専門職	堀米 明日香
農林水産省消費・安全局食品安全政策課 係長	今林 利恵子
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課 課長補佐	阪本 和広
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課 評価専門職	末永 朝美
国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第四室長	窪崎 敦隆
国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部特別研究員	林 新茂
テクニカルアドバイザー	
(一社)日本食品添加物協会	松村 雅彦
国税庁課税部 鑑定企画官付	竹之下 眞喜子 (※)
国税庁課税部 鑑定企画官付 調整係長	伊藤 友基 (※)

※の出席者についてはオンライン参加

4. 概要

議題 1. 議題の採択

部会は、仮議題を議題として採択し、議題 11「その他の事項及び今後の作業」として、中国から提案された酵母の規格策定に関する討議文書を追加した。

議題 2. コーデックス総会 (CAC) 及びその他の部会からの付託事項

CAC 及びその他部会等から付託されたいくつかの事項について、関連する議題で検討した。

第 27 回油脂部会 (CCF0) からの付託事項

○モノグリセリン脂肪酸エステル及びジグリセリン脂肪酸エステル (INS 471) の使用

部会は、バージンオイル及び低温圧搾油を除く「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)」に適合した製品において INS 471 を消泡剤として使用することの技術的正当性に

関して CCF0 からの助言があるまで、第 52 回 CCFA が食品分類 02.1.2「植物油脂」の INS 471 の条項をステップ 3 に保留していたことを改めて確認した。第 27 回 CCF0 は、添加物の技術的用途と最大使用濃度を含むすべての情報を確認した。

(結論)

食品分類 02.1.2「植物油脂」における INS471 に関する条項案について、第 46 回 CAC にステップ 5/8 で採択を求めることで合意した。

第 42 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) からの付託事項

部会は、構造と食品添加物の条項に関する「年長乳児向けフォローアップフォーミュラ及び年少幼児向け製品に関する規格 (CXS 156-1987)」の改訂に留意し、食品添加物低アシル精製ジェランガムを INS 番号の付与のため、INS に関する電子作業部会に付託することに合意した。

第 52 回 CCFA からの付託事項

○GSFA 更新に関する特記事項

部会は、CX/FA23/53/2 のパラグラフ 26 に概説された勧告に同意した。

- i. 3 つの条項 (食品分類 02.1.2「植物油脂」におけるポリグリセリン脂肪酸エステル (INS 475)、ソルビタン脂肪酸エステル (INS 491-495) 及びステアロイル乳酸塩類 (INS 481 (i)、482 (i))) に注釈 356、XS333、XS325R、B1 を適用すること。
- ii. ケイ酸カリウム (INS 560) は FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) の仕様書がないため、注釈 488 及び 502 から削除すること。
- iii. CX/FA 23/53/2 付録 II の注釈 535 を注釈 B1 「「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)」及び「個別規格に含まれない食用油脂規格 (CXS 19-1981)」に適合した調理油又は固形油における乳化剤としての使用に限ること。」に置き換えること。

議題 3 (a). FAO/WHO 並びに第 92 回及び第 95 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項

JECFA 事務局から、第 92 回及び第 95 回 JECFA 会合の結果の概要の報告があった。部会は JECFA からの報告等に基づき議論を行った。

第 92 回及び第 95 回 JECFA 会合からの検討事項

○安息香酸塩類 (INS 210-212)

JECFA 事務局は、安息香酸、その塩及び誘導体の安全性を評価し、従来のグループ ADI である 0-5 mg/kg 体重を撤回し、新しいグループ ADI である 0-20 mg/kg 体重を設定したと報告した。

コーデックス事務局は、食品分類 14.1.4 「「スポーツ」、「エネルギー」、又は「電解質」飲料、及び粒子を含む飲料などの水を主原料とする香料入り飲料」の安息香酸塩類に関する条項が数年にわたり議論されてきたことを説明し、JECFA 評価の完了に伴い、新しいグ

ループ ADI は従前のものよりも高いため、暫定最大使用濃度の変更は必要ないとし、「CCFA53 までの暫定最大使用濃度」という注釈 301 を削除することを提案した。
部会は、この提案を支持した。

○*Ashbya gossypii* 由来リボフラビン

JECFA 事務局は、「リボフラビン」、「リボフラビン-5'-リン酸」、「*B. subtilis* 由来リボフラビン」及び「*A. gossypii* 由来リボフラビン」について、リボフラビンとしてグループ ADI「特定しない(“not specified”)」を設定したことを明らかにし、「リボフラビン」を「リボフラビン (合成)」と名称変更することを提案した。

JECFA 評価の結果、コーデックス事務局は、第 52 回 CCFA がステップ 3 で表 3 の 4 つの食品添加物 (INS 101(i), INS 101(ii), INS 101(iii), INS 101(iv)) に関する条項 (CX/FA 23/53/3 Add.1, 付属書 1)、食品添加物の一般規格 (GSFA) のグループヘッダー「リボフラビン類」に *Ashbya gossypii* 由来リボフラビン (INS 101(iv)) を含めることの妥当性 (CX/FA 23/53/3 Add.1, 付属書 2)、また、付属書 1 に含まれる条項が採択された場合の、GSFA の表 1 及び表 2 の「リボフラビン類」のすべての規格における影響 (CX/FA 23/53/3 Add.1, 付属書 2) について考慮する必要があった旨を説明し、部会に対し GSFA 作業部会の議長が行った分析 (議場配布文書 (CRD) 13) に留意するよう促した。

米国は、CRD13 で行われた分析と、以下の勧告の根拠について詳細に説明した。

- (i) GSFA の表 1 及び表 2 のグループヘッダー「リボフラビン類」に INS 101(iv) を含めること。
- (ii) 表 1 及び表 2 から、表 3 の付属書にない食品分類における「リボフラビン類」の規格を削除すること。
- (iii) 表 3 で個別食品規格に関する注釈付きの条項を採択すること。

米国はさらに、以下の修正を提案した：

- i. 食品分類 04.2.1.2「表面処理した生鮮野菜 (キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む)、海藻、並びに種実類」は、表 3 の付属書に含まれているため、維持すべきである。
- ii. 「発酵乳の規格 (CXS 243-2003)」の整合作業を踏まえながら、表 3 の規格案の注釈を更新し、CS 243-2003 を削除すべきである。
- iii. それに伴って生じる個別食品規格の整合作業に関する修正を、第 54 回 CCFA までに、コーデックス事務局に依頼すること。

部会は、米国が示した修正を加えた CRD13 の提案に合意した。

○スピルリナ抽出物 (INS 134)

第 95 回 JECFA 会合では、スピルリナ抽出物 (INS 134) の仕様書が再評価され、「暫定」の表記が削除された。これに伴い、ADI を「特定しない(“not specified”)」の暫定的な表記 (第 86 回 JECFA 会合で決定) も削除された。

評価結果を踏まえ、部会は表 3 にスピルリナ抽出物 (INS 134) の条項を設けることに合意した。

○その他の事項

コーデックス事務局から、表 3 の条項原案の作成のためには議題 3(a)及び 3(b)の両方を検討する必要があるかもしれないとの説明があり、部会は、今後の会合においてこの問題を議題 3(b)に移すことに合意した。

議題 3 (b)．第 92 回及び第 95 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案

JECFA 事務局から、第 92 回及び第 95 回 JECFA 会合の概要が部会に報告された。

JECFA 事務局は、第 92 回 JECFA 会合の概要報告書の修辭的な誤りがあり、安息香酸及びその塩類並びにそれらの誘導体の仕様書の改訂が新設と記載されていたこと、第 95 回 JECFA 会合の概要報告書では、スピルリナ抽出物の仕様書の改訂が新設と記載されていたことを報告した。

JECFA 事務局は 7 つの加工助剤の仕様書について、提出されたデータが JECFA が発行したガイドラインの重要な点と矛盾し、かなりの量の裏付けとなる情報が利用できなかったために、暫定的に指定されたことを知らせた。これを踏まえ、JECFA 事務局は、事業者とコーデックス加盟国/オブザーバーが優先リストへの物質の掲載を要求する前に、必要なすべての情報が評価に利用可能であることを確認することの重要性を繰り返し強調した。

(結論)

部会は、食品添加物の仕様書の完全版を第 46 回 CAC にステップ 5/8 で採択するよう求め、その結果生じる修正を「食品添加物のコーデックス仕様書のリスト(CXM 6-2021)付録(III)」に加えることで合意した。

議題 4 (a)．コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

物理作業部会の議長であるオーストラリアが、物理作業部会の報告書(CRD3)を提示し、その承認に関する提案事項には、生鮮果実・野菜部会(CCFFV)、スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)、アフリカ地域調整部会(CCAFRICA)、アジア地域調整部会(CCASIA)、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会(CCLAC)で進められてきた 11 個の規格及び規格案が含まれており、以下の 6 つの勧告がなされていることを説明した。

勧告 1、4 及び 6 - CCFFV、CCASIA 及び CCLAC から送付された規格

部会は、CCFFV、CCASIA 及び CCLAC の 6 つの個別食品規格又は規格案¹における食品添加物の条項では、食品添加物の使用が認められていないことを確認した。これらの規格は、CCFA に情報共有として送付された。

勧告 2 - CCAFRICA から送付された規格

¹ CCFFV (「タマネギとエシャロット」、「ベリーフルーツ」及び「生鮮デザート」)、CCASIA (「バチルス属 (*Bacillus* species) を使って発酵させた大豆製品」) 及び CCLAC (「クラントロ・コヨーテ」及び「ルクマ」)

部会は、修辭上の変更を加えた上で、乾燥肉の地域規格の食品添加物の条項を承認した。

勧告 3 - CCSCH から送付された規格

部会は、修辭上の変更を加えた上で、以下の個別食品規格における食品添加物の条項を承認した。

- i) トウガラシとパプリカの規格
- ii) 果実に分類されるスパイスの規格原案
- iii) カルダモンの規格原案

勧告 5 - CCASIA から送付された規格

部会は、植物の葉で包んだ調理米 (cooked rice wrapped in plant leaves) の地域規格の食品添加物条項について、GSFA の表 1 及び表 2 の pH 調整剤、抗酸化剤及び保存料に関する記載を削除した上で承認した。

議題 4 (b). 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合：整合に関する電子作業部会報告

整合に関する作業部会の議長国であるオーストラリアは、物理作業部会報告書 (CRD3) を紹介し、次のように説明した。

物理作業部会は、(i) 乳・乳製品部会 (CCMMP)、CCNFSDU、CCAFRICA、ヨーロッパ地域調整部会 (CCEURO) の 18 の個別食品規格及び CCNFSDU の 1 つのガイドラインの整合に関して 16 の勧告を作成した。

(議論)

部会は、物理作業部会の勧告を検討し、以下の決定を下した。

勧告 10 - セスキ炭酸ナトリウム (INS 500(iii))、勧告 12 - チオ硫酸ナトリウム (INS 539) 及び勧告 15 - INS 421, 1450 及び 301 の機能分類について、議題 6 で検討すること。

勧告 7 - 2 つの CCMMP 規格の整合を延期する

部会は、第 54 回 CCFA で規格整合の選択肢をさらに検討するために、2 つの個別食品規格²の整合作業を延期するという勧告を承認した。また、これらの規格の整合作業の一部が、GSFA 作業部会で進行中の作業と重複する可能性があることも指摘された。

勧告 8 - 表 3 の注釈

部会は、CX/FA 23/53/6 付録 IV (167 ページ) の冒頭で提案されているすべてのポイントを踏まえた表 3 の注釈の作成に関する勧告、特に機能分類を注釈に含めるべきかどうかについて議論した。

以下の見解が表明された。

² 「発酵乳の規格 (CXS 243-2002)」 及び 「クリーム及び調製クリームの規格 (CXS 288-1976)」

- GSFA は、添加物が個別食品規格に適合する食品で使用可能かを確認するための唯一の規格であるべきであり、使用者が個別食品規格と相互参照する必要がないようにすべきである。
- 機能分類は、個々の場合に応じてのみ、かつ特別な状況である場合に表 3 の注記に含めることができる。このようにすれば、添加剤に複数の機能分類がある場合等の例外的な状況に柔軟に対応できる。
- 表 3 は、JECFA で ADI を「特定しない(“not specified”）」と評価された毒性学的に懸念の低い食品添加物を列挙した簡単な文書を意図している。安全性や貿易上の懸念の観点から、提案されたように一部の注釈を機能分類と関連付け、表 3 を複雑なものとする必要はない。「GSFA 表 3 添加物の個別食品規格への参照」の中に機能分類を列挙するという現行の作業であれば、すでに対処できている。

(結論)

部会は、勧告 8 について以下の決定を行った。

- i. 勧告 8 の文章 1 及び 3 を承認し、CX/FA 23/53/6 付録 IV (P. 167) の冒頭に列挙されたポイントを踏まえた表 3 の注釈を作成することで合意した (文章 1)。また、表 3 注釈の作成が可能かは、コーデックス事務局がオンライン版をいつ変更できるかにもよると指摘した (文章 3)。
- ii. 勧告 8 のうち、表 3 の注釈に機能分類の情報を含めるか否か (文章 2) については、表 3 の注釈の有用性を確実に明らかにするためには、更なる議論が必要であると指摘した。また、第 54 回 CCFA の整合に関する電子作業部会では、その任務の一環として本件をさらに調査すべきであるとして合意した。

勧告 9 - 相違への対処

物理作業部会議長は、相違の問題に関する懸念を強調し、異なる部会の活動の結果として新しい食品添加物の条項が設定され続けていることを指摘した。よって、現行の CCFA の「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」は、さらなる相違を防止するには不十分であると考えられる。相違の課題に対処するための暫定的な選択肢は、電子作業部会による文書 CX/FA 23/53/6 付録 VI でいくつか確認されていた。しかし、物理作業部会は、相違の問題には全体論的なアプローチが必要であると指摘し、個別食品規格と GSFA の食品添加物条項における相違の問題に関するあらゆる問題を特定するため討議文書を準備することを提案した。

(結論)

部会は、この勧告を承認し、中国、カナダ、EU を共著者として、GSFA、個別食品規格、その他の文書間での相違を将来的に防止することに関して、未解決の問題を洗い出すための討議文書を準備するよう要請し、第 54 回 CCFA の議題に加えることで合意した。詳細な付託事項は、CRD42 に示されているように合意された。

勧告 11 - GSFA の修辭上の修正

部会は、コーデックス事務局に以下を要請する勧告を承認した。

- i. GSFA の付属書 C 表中の「モッツァレラチーズの規格 (CXS 262-2007)」の引用を、CXS 262-2007 から CXS 262-2006 に修正する。
- ii. GSFA 全体で注釈 236 を注釈 XS288 に置き換える。

勧告 13 - 新しい XS 注釈

部会は、食品分類 12.6 「ソース及び類似製品」のクロロフィル及びクロロフィリン、銅錯体 (INS 141(i)、(ii)) の条項に「銅として 30 mg/kg でチリソースの規格に適合した食品へ使用する場合を除く」という新しい注釈を付す勧告を承認した。

勧告 14 - 食品分類 13.1 「乳児用調製乳、フォローアップミルク、及び乳児を対象とした特殊医療用調製乳」及び下位分類における最大濃度の単位変更

部会は、食品分類 13.1 「乳児用調製乳、フォローアップミルク、及び乳児を対象とした特殊医療用調製乳」及び下位分類の最大濃度の単位を mg/kg から mg/L に変更することで原則合意し、コーデックス事務局に対し、この勧告を実施するための選択肢を検討するよう要請した。

勧告 16 - CCNFSDU 規格におけるキャリーオーバー原則の条項の改訂

部会は、整合に関する物理作業部会は、CCNFSDU 規格では、キャリーオーバー原則に関する条項が関連する個別食品規格に一律に記載されていないことを確認したと指摘した。物理作業部会は、キャリーオーバー原則の記述が 4 つの個別食品規格³を含むすべての CCNFSDU が作成した個別食品規格で一致していることを保証するために、修正することを勧告した。

(結論)

部会は、勧告を承認し、以下に同意した。

- i. 関連する 4 つの CCNFSDU 規格³のキャリーオーバー原則に関する条項を修正する。
- ii. この決定を CCNFSDU に通知すること。

勧告 17 - CCNFSDU に付託された事項

あるオブザーバーから、CXS 73-1981 と CXS 74-1981 はいずれも CXG 10-1979 を参照しているとの指摘があった。

部会は、CXS 73-1981 において CXG 10-1979 PartD に記載されている食品添加物が栄養担体として使用可能とされているかどうかについて、電子作業部会では合意に至らなかったことに言及しつつ、CCNFSDU に検討を依頼する勧告を承認した。

勧告 18、19、20 及び 21

³ 「乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の規格 (CXS 72-1981)」、「ベビーフード缶詰の規格 (73-1981)」、「シリアルベースの乳幼児用加工食品の規格 (74-1981)」及び「フォローアップミルクの規格 (156-1987)」(検討中)

勧告 18、19、20 及び 21 は CRD2 第 2 版における決定にも関連していること、コーデックス事務局がカロテノイドに関する決定に関する分析を行う予定であること、CRD3 に示す整合に関する作業部会による決定と CRD2 第 2 版及び CRD13 に示す GSFA 作業部会による決定は重複する可能性があることが確認された。そのような場合、整合に関する作業部会 (CRD3) の決定よりも GSFA 作業部会 (CRD2 第 2 版及び CRD13) の決定を優先する。

上記の議論に基づき、部会は、CRD3 で議論され CRD2 第 2 版及び/又は CRD13 にも記載されている条項の決定に付随する以下の事項に合意した。

- i. CRD2 第 2 版の勧告 10 におけるカロテノイドに関する議論の結果として、個別食品規格を変更することが必要かどうかに関して、コーデックス事務局が分析した結果に基づき、第 54 回 CCFA において個別食品規格がさらに改訂される可能性があること。
- ii. GSFA の表 1 及び表 2 のカロテノイドに関する条項については、GSFA の作業部会は使用及び食品中の最大濃度に焦点をあてたが、整合性については考慮しなかった一方で、整合に関する作業部会は主に整合に焦点を当てた。CRD2 第 2 版と CRD3 の両方で議論されているカロテノイドの条項に関して部会は最終的に、両方の文書の勧告を組み合わせることを決定した。条項の状況（維持、中止、取消又は改訂採択）及びこれらの条項の食品中の最大濃度は、CRD2 第 2 版の議論で決定されることとなる。それらの条項に付される注釈で、対応する個別食品規格に固有のものを使用する場合に関する決定は、CRD3 に関する議論で決定されることとなる。
- iii. リボフラビン類の条項については、CRD13 の議論における部会の決定を最終決定とする。
- iv. CRD3 と CRD2 第 2 版で重複する他のすべての条項については、CRD2 の議論における部会の決定が最終決定となる。

上記の検討に基づき、部会は、各勧告について以下のとおり決定した。

勧告 18 - 整合に伴う CCMP 規格に関する改正

部会は、勧告 18 (GSFA の修正に加え、整合作業の結果として、7 つ CCMP 規格⁴を改正すること)を承認した。

部会は、アセスルファムカリウム (INS 950) が食品分類 04.1.2.6 「食品分類 04.1.2.5 の製品を除く果実を主原料とするスプレッド (チャツネ等)」に関係する条項であることを指摘し、食品分類 04.1.2 「加工果実」から削除した。

勧告 19 - 整合に伴う CCPFV 規格に関する改正

部会は、勧告 (GSFA の修正に加え、整合作業の結果として 3 つの CCPFV 規格⁵を改正すること)を承認するとともに、その条文については、CRD3 で議論され、CRD2 第 2 版及び/

⁴ 「粉乳及び粉末クリームに関するコーデックス規格 (CXS 207-1999)」、「乳脂肪スプレッドの規格 (CXS 253-2006)」、「モッツアレラの規格 (CXS 262-2006)」、「無糖練乳の規格 (CXS 281-1971)」、「脱脂加糖練乳 (CXS 282-1971)」、「食用カゼイン製品に関するコーデックス規格 (CXS 290-1995)」及び「デリーパーミエイトパウダーの規格 (CXS 331-2017)」

⁵ 「マンゴーチャツネの規格」、「コチュジャンの規格 (CXS 294-2009)」及び「チリソースの規格」

又は CRD13 に記載されている条項に関する決定について上記 i. ～iv. に記載されているとおりとすることとした。

コーデックス事務局は、第 29 回 CCPFV が第 43 回 CAC で採択された 5 つの個別食品規格における食品添加物の条項について承認を求めていることを部会に再確認した。第 29 回 CCPFV から送付された 3 つの規格⁵は、部会が添加物条項を改正し、コーデックスのホームページ上で公開される。また、事務局は第 29 回 CCPFV の 2 つの規格（ドライフルーツの一般規格とミックスフルーツの缶詰の一般規格）における食品添加物条項を整合のために考慮する必要があることを指摘した。

部会は、今後の会合で残りの 2 つの規格について検討する必要があることを確認した。

勧告 20 - 整合に伴う CCNFSDU 規格に関する改正

部会は、勧告（CRD3 付属書 4 にあるように、整合作業の結果として 7 つの CCNFSDU 規格⁶を修正すること）を承認し、その条文については、CRD3 で議論され、CRD2 第 2 版及び/又は CRD13 に記載されている条項に係る決定について上記の i に記載されているとおりとすることとした。

勧告 21 - CCNFSDU 規格の整合に伴う GSFA の修正

部会は、整合作業の結果として、7 つの CCNFSDU 規格⁶を改正するという勧告を承認し、CRD3 で議論され、CRD2 第 2 版及び/又は CRD13 にも記載されている条項に係る決定に関し上記の ii、iii、iv に記載されているとおりとすることとした。

食品分類 13 における条項には、GSFA の前文で明確に「特記されていない限り、表 1 及び表 2 の添加物の最大濃度は、消費時の最終製品において設定されている」と述べているため、注釈 72「そのまま食べられる状態で」又は注釈 381「消費時に」のいずれも付す必要がないとの意見があり、これら 2 つの注釈を GSFA で見直す必要があるとの提案があった。

部会は、加盟国とオブザーバーが「GSFA の食品添加物条項の新規及び/又は改訂の提案の要求」と題する回付文書（CL）に応じてコメントを提出すれば、関係する条項におけるこれらの注釈の使用方法について将来的な改訂を提案できることを指摘した。

勧告 22 - 2 つの地域規格に関する改正

部会は、CXS 325R-2017 及び CXS 40R-1981 の整合作業の結果 GSFA を修正する勧告を承認した。その条文については、CRD3 で議論され、CRD2 第 2 版に記載されている条項に係る決定について上記の ii、iv に記載されているとおりとすることとした。

⁶ 「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）」、「ベビーフード缶詰の規格（CXS 73-1981）」、「シリアルベースの乳幼児用加工食品の規格（CXS 74-1981）」、「フォローアップミルクの規格（CXS 156-1987）」、「体重のコントロールを目的とした食品の組成の規格（CXS 181-1991）」、「減量を目的とした低熱量食品の組成の規格（CXS 203-1995）」並びに「RUTF（Ready-to use Therapeutic Foods）のガイドライン（CXG 95-2022）」

(最終結論)

部会は、上記の勧告で合意され、報告書付録 V 及び VI, Part C に記載されているすべての食品添加物の条項を、第 46 回 CAC に送付し採択を要請することに合意した。

また、部会は以下に同意した。

- i. 電子作業部会（議長：カナダ、共同議長：米国、日本）を設置し、以下を行うこと。
 - a. 2 つの乳及び乳製品の個別食品規格⁷の整合作業を再回付する。
 - b. GSFA データベースへの実装が完了するまではコーデックス事務局と協議しつつ、GSFA における表 3 の注釈の作成と管理に着手する。
 - c. 加工濃縮トマトの規格 (CXS 57-1981) が整合されているかどうかを確認し、整合されている場合は、表 1 及び 2 の対応する食品分類の条項が整合結果を正確に反映しているかを確認する。（第 53 回 CCFA CRD2 の勧告 21）；
 - d. 3 つの CCPFV 個別食品規格⁸の整合
 - e. 5 つの規格の地域規格⁹の整合
- ii. 「GSFA と個別食品規格の食品添加物条項の整合をとるための個別食品部会向けのガイドダンス」（情報提供文書）に記載する整合作業の作業計画を更新する。

電子作業部会の報告書は、第 54 回 CCFA の少なくとも 3 か月前にコーデックス事務局に提出する必要がある。

部会は、さらに、物理作業部会を設置し（議長：カナダ）、第 54 回 CCFA の直前（セッション前、半日間）に開催し、本会合への勧告を検討し、準備することで合意した。

- i. 整合に関する電子作業部会の報告書
- ii. 個別食品部会から付託される食品添加物条項の承認

部会は、オーストラリアのスティーブ・クロスリーとマーク・フィッツロイが、過去 10 年間、コーデックス規格の食品添加物条項の整合に関する CCFA の作業においてリーダーシップを発揮し貴重な貢献をしたことで CCFA に多大な利益をもたらしたとして、謝意を表した。

議題 5. 食品添加物の一般規格 (GSFA)

部会は、本会合セッションの直前に開催された GSFA に関する物理作業部会（議長：米国）が、784 の条項について勧告を行い、多数の条項について議論したことを確認した。

部会は、勧告 1-28 (CRD2 第 2 版に含まれる) を検討し、以下の決定を下した。

⁷ 「発酵乳の規格 (CXS 243-2003)」及び「クリーム及び調整クリームの規格 (CXS 288-1976)」

⁸ 「テーブルオリーブの規格 (CXS 66-1981)」、「果物や野菜の漬け物（ピクルス）の規格 (CXS 260-2007)」及び「急速冷凍野菜の規格 (CXS 320-2015)」

⁹ 「ハリッサの地域規格 (CXS 308R-2011)」、「テンペの地域規格 (CXS 313R-2013)」、「日付表示の地域規格 (CXS 314R-2013)」、「海苔製品の地域規格 (ASIA) (CXS 323R-2017)」及び「「Yacon」の地域規格 (LAC) (CXS 324R-2017)」

議題 5 (a). 食品添加物一般規格(GSFA)：食品分類 01.0～03.0 及びその下位分類における着色料に関する食品添加物条項（注釈 161 に関連する着色料の採択済みの条項を含む）

勧告 1-3

部会は、以下に関する勧告を承認した。

i. CRD2 第 2 版付属書 1 Part A に含まれる GSFA の表 1 及び表 2 の条項案及び条項原案を、修正後の採択条項と同様に、注釈 Color13 を以下のように変更して、ステップ 8 及びステップ 5/8 で採択すること。

「ただし、「個別規格に含まれない食用油脂の規格(CXS 19-1981)」に適合する製品に、加工で失われる自然な色を復元する目的又は色を標準化する目的のため 10 mg/kg で使用する場合を除く」

ii. CRD2 第 2 版付属書 2 Part A に含まれる条項案及び条項原案の中止。

iii. CRD2 第 2 版付属書 3 Part A に記載されている採択条項の取り消し。

勧告 4

部会は、「個別規格に含まれない食用油脂の規格(CXS 19-1981)」及び「ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格 (CXS 256-2007)」の食品添加物条項を GSFA に整合させる前に、特定のリストの着色料がこれらの規格において使用が可能となっており、表 1 及び表 2 の着色料はこのリスト以上に拡大しないのが通常の対応であると指摘した。

部会は、以下の条項を現在のステップで維持し、CCF0 に助言を求めるという勧告を承認した。

i. 食品分類 02.1.2 「植物油脂」のクロロフィル (INS 140)：加工で失われた自然な色を復元するため、又は色を標準化するための、植物油における使用について。植物油には、CXS 19-1981 の対象となるバージンオイル、低温圧搾油、その他のオイルを含み、特に揚げ油に使用する植物油も含む。

ii. 食品分類 02.2.2 「ファットスプレッド、乳脂肪スプレッド、及びブレンドスプレッド」のトウガラシ色素（パプリカ抽出物）(INS 160c(ii))：「乳脂肪スプレッドの規格 (CXS 253-2006)」及び CXS 256-2007 に適合した製品での使用と使用濃度について。

議題 5 (b). 食品添加物の一般規格(GSFA)：GSFA に関する電子作業部会報告

勧告 5、8

部会は、グループヘッダー「カロテノイド類」を次のように改訂する勧告を承認した。

β - カロテン

INS 160a(i) β - カロテン (合成)

機能分類：着色料

INS 160a(iii) β - カロテン (*Blakeslea tripora* 由来)

機能分類：着色料

INS 160a(iv) デュナリエラカロテン

機能分類：着色料

さらに、部会は以下にも同意した。

i. グループヘッダー及びGSFAから β - アポ-8' - カロテン酸エチルエステル(INS 160f)

を削除する。

- ii. グループヘッダーから β -アポ-8'-カロテナール(INS 160e)を削除し、GSFA に個別の添加物として掲載する。
- iii. CRD2 第2版付属書2 Part Bに含まれるGSFAの個々の添加物としての、デュナリエラカロテン(INS 160a(iv))に関する既存の条項をすべて中止する。

勧告 6

JECFA 事務局は、JECFA がカロテノイドの安全性評価で使用したデータと、部会が提案した食品中の最大濃度を比較する作業について確認した。JECFA 事務局は、JECFA の評価は、科学的に信頼性があり、頑健かつ国際的に適用可能な食品中の濃度データに基づいているべきであることを強調した。JECFA に提出された食品中の濃度と、部会で提案された食品中の最大濃度に大きな齟齬があったことから、JECFA ばく露評価は疑義があるものになった。JECFA 事務局は、部会に対し、カロテノイド、特に ADI が設定されている β -アポ-8'-カロテナール(INS 160e)のばく露評価の更新を、JECFA による評価のための優先物質リストに含めることを検討するよう要請した。

部会は以下に同意した。

- i. ばく露量のデータ要求に応じる際には、JECFA に頑健で世界的に適用可能な使用データを提供することが重要であることを強調する声明を含める。このようなデータは、GSFA における食品中の最大濃度を設定する際に、部会がリスク管理上の決定を下すに当たって、JECFA の評価を適切に適用するために必要である。
- ii. 利害関係者が JECFA に正確で信頼できるデータと情報を提供することがいかに重要であるかについて第46回CACに通知し、利害関係者がこの点に関して要件を満たすよう促す。

勧告 7

部会は、CRD2 第2版付属書1 Part Bに含まれるGSFAの表1及び表2の改訂採択条項、条項案及び条項原案について、以下の改訂を加えステップ8及びステップ5/8で採択することに関して勧告を承認した。

- i. 食品分類 07.1.5「蒸しパン及び蒸しロール」の β -アポ-8'-カロテナール (INS 160e) 及び β -カロテン類(160a(i)、a(iii)、a(iv))の条項中の注釈 216 を削除する。
- ii. 「消費者に販売される固体形態で使用する場合に限る」という注釈 539 を、食品分類 13.6「食品サプリメント」の β -アポ-8'-カロテナール (INS 160e)の条項に挿入する。
- iii. 注釈 APP1F を、「食品添加物の一般規格に関する注釈」のパートに追加する。

勧告 9

部会は、CRD2 第2版付属書3 Part Bに記載されている採択条項の取消に関する勧告を承認した。

勧告 10

部会は、コーデックス事務局に対し、以下の対応を要請することで合意した。

(i) 関連するすべての個別食品規格における β -カロテン類 (INS 160a(i)、160a(iii)、160a(iv))、植物由来 β -カロテン (INS 160a(ii)) 及び β -アポ-8'-カロテナール (INS 160e) のリストを見直し、CRD2 第2版付属書 1 Part B に示されている食品中の最大濃度と整合をとる。

(ii) β -アポ-8'-カロテン酸エチルエステル (INS 160f) を関連するすべての個別食品規格から削除することを提案する。本件は、第54回 CCFA で議題2により検討される。

勧告 11、12

部会は、以下に関する勧告を承認した。

i. CRD2 第2版付属書 1 Part C に含まれる GSFA の表1及び表2の条項案及び条項原案をステップ8及びステップ5/8で採択すること。

ii. CRD2 第2版付属書 2 Part C に含まれる条項案及び条項原案の中止

勧告 13、14

部会は、以下の勧告を承認した。

i. 表3のタマリンドシードガム (INS 437) の条項に「キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)」を含める。

ii. 急速冷凍フライドポテトに関する「急速冷凍野菜規格 (CXS 320-2015)」の付録に着色料を含めるかに関する議論は、GSFA の電子作業部会が食品分類 04.2.2 「加工野菜 (キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む)、海藻、並びに種実類」及びその下位分類における着色料の使用に関する条項を検討するまで延期する。

勧告 15

加盟国より、食品分類 14.1.2 「果汁及び野菜ジュース」及び食品分類 14.1.3 「果汁及び野菜ネクター」におけるキサンタンガム (INS 415) の使用、並びに食品分類 14.1.3 「果汁及び野菜ネクター」におけるタマリンドシードガム (INS 437) の使用について異なる見解が以下のとおり、表明された。

これらの食品添加物は彼らの地域では使用されておらず、「フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005)」と食品分類 14.1.2 「果汁及び野菜ジュース」及び食品分類 14.1.3 「果実及び野菜ネクター」は1対1に対応していると述べた。CX/FA 22/53/8 付録 II の提案1 (その添加物の使用が認められている国もあれば、使用を制限している国もあることを判別するための新しい注釈案を起草すること) がより良い解決策になる可能性があることが示唆された。

タマリンドシードガム (INS 437) は、モモ等の様々な果実に自然に存在する植物細胞壁の成分であるキシログルカンを含んでいるとの見解を示した。それゆえ、タマリンドシードガムは、ペクチンと同様に、食品分類 14.1.2 「果汁及び野菜ジュース」及び食品分類 14.1.3 「果実及び野菜ネクター」で認められるべきであると考えられる。したがって、これらの条項に「果汁及びネクターの基準に適合する製品を除く」という注釈 XS247 を添付

する必要はないとした。

CX/FA 22/53/8 付録 II の提案 4 (CXS 247-2005 の「表示」区分を修正して、ジュース以外の成分が製品に添加されるときにジュースの表示に「添加あり」と記載する要件を含める) が好ましいと表明し、これらの条項に注釈 XS247 を含めることや、これら 2 つの食品添加物を含む製品が食品分類 14.1.2「果汁及び野菜ジュース」及び食品分類 14.1.3「果実及び野菜ネクター」の、個別規格に適合しない食品である場合が考えうるかどうかについて質問した。

上記の質問に対し、物理作業部会の議長は、食品分類に基準に適合する製品と適合しない製品が含まれるかどうかを判断するのは部会であること、個別規格に適合しない製品に添加物が使用されていることを示すために注釈 XS を使用するのが長年の通例であること、注釈 XS247 を使用する提案は、「フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005)」があるため、これらの 2 つの添加物が規格に適合していない製品に使用されうること示唆している旨を確認した。

部会がこれらの条項に注釈 XS247 を使用することが適切であると同意した場合、それはすなわち、これらの食品分類に個別規格に適合した製品と適合していない製品の両方が含まれていることを示唆する。しかし、部会は、これらの食品分類に基準に適合した食品と適合しない食品を両方含むかどうかについて、引き続き異なる見解を表明した。

議論を踏まえ、EU は、欧州において果物のジュースやネクターではこれらの添加物は使用できないとする規制に沿っているため、注釈 XS247 の使用には同意可能であるという見解を述べた。

さらなる議論の後、部会は、注釈 XS247「果物ジュース及びネクターの基準に適合する製品を除く」を以下の条項に含めることに合意した。

- i. 食品分類 14.1.2「果汁及び野菜ジュース」及び食品分類 14.1.3「果実及び野菜ネクター」における、GMP でのキサンタンガム (INS 415) の条項
- ii. 食品分類 14.1.3「果実及び野菜ネクター」における、GMP でのタマリンドシードガム (INS 437) の条項

勧告 16

部会は、グループヘッダー「サッカリン類」の GSFA の表 1 及び表 2 の条項を改訂し、「サッカリン及びそのカルシウム、カリウム、ナトリウム塩については、サッカリンナトリウム当たりで記載する」という新しい注釈を付す勧告を承認した。

勧告 17、18

部会は、以下に関する勧告を承認した。

- i. CRD2 第 2 版付属書 1 Part D に含まれる GSFA の表 1 及び表 2 の改訂採択条項と、条項案及び条項原案をステップ 8 及びステップ 5/8 で採択するとともに、いくつかの修辭上の修正 (例: INS 962 のアスパルテーム-アセスルファム塩への挿入、注釈 XS309 から XS309R への変更及びアセスルファムカリウム (INS 950) とアスパルテーム (INS 951) の食品分類 11.6「高甘味度甘味料を含有するもの」を

- む卓上甘味料」における食品中の最大濃度として GMP の挿入) を行う。
- ii. CRD2 第 2 版付属書 2 Part D に含まれる条項案及び条項原案を中止すること。

勧告 19、20

部会は、以下に関する勧告を承認した。

- i. CRD2 第 2 版付属書 1 Part E に含まれる GSFA の表 1 及び表 2 の改訂採択条項、条項案及び条項原案に以下の修正を加えステップ 8 及びステップ 5/8 で採択する。
- a. 食品中の最大濃度の空欄すべてに GMP を挿入すること。
- b ステビオール配糖体 (INS 960a、INS 960b、INS 960c、INS 960d) の条項を食品分類 05.1.4 「ココア及びチョコレート製品」から食品分類 05.1.5 「イミテーションチョコレート、チョコレート代用品」に移動すること。
- c. 食品分類 09.2.4 「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む加熱調理し、及び／又は油で揚げた魚類・水産製品」のソルビトールの条項に INS 番号 (INS 420(i)) を挿入し、食品中の最大濃度を 500 mg/kg から GMP に変更すること。
- d. 食品分類 13.1.3 「乳児を対象とした特殊医療用調製乳」を食品分類 13.3 「特別な医療目的の栄養食品 (食品分類 13.1 の製品を除く)」に変更すること。
- ii. CRD2 第 2 版付属書 2 Part E に含まれる条項案及び条項原案を中止すること。

勧告 21

部会は、「加工濃縮トマトの規格 (CXS 57-1981)」が整合しているかどうかを検証し、調整されている場合には表 1 及び表 2 の対応する食品分類の規定が整合を正確に反映していることを確認するよう、整合に関する作業部会に要請する勧告を承認した。

勧告 22

部会は、以下の勧告を承認した。

- i. アドバンテーム (INS 969) の条項を食品分類 07.1.5 「蒸しパン及び蒸しロール」から食品分類 07.1 「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」に移動する。
- ii. 食品分類 07.1 「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」の甘味料に関する条項を、CRD2 第 2 版付属書 4 Part A に記載されている現在のステップで維持し、甘味料の議論の中でこの食品分類で注釈 161 の使用に対処するためのアプローチの開発に向けたさらなる議論のためにそれらを回付する。

勧告 23

部会は、食品分類 12.2.1 「ハーブ及び香辛料」及び食品分類 12.2.2 「香味料及び調味料」の説明文を次のように改訂する勧告を承認した。

食品分類 12.2.1 「ハーブ及び香辛料」の説明文：ハーブ及び香辛料は通常植物源に由来し、乾燥させたもの、粉末のものとホールのものである。ハーブの例としては、バジル、オレガノ、タイムなどが挙げられる。香辛料の例としては、クミンやキャラウェイシードなどが挙げられる。香辛料には、粉末又はペースト状の混合物として提供されるものもある。

食品分類 12.2.2「香昧料及び調味料」の説明文：調味料及び香昧料は、ハーブ及び香辛料と他の食品成分（食塩、酢、レモン果汁、糖蜜、蜂蜜、砂糖、甘味料など）の混合物である。例として、食肉軟化剤、タマネギ塩、ガーリック塩、東洋の混合香昧料（「ダシ」）、米に振りかけるトッピング（乾燥させた海藻フレーク、ゴマ、香昧料等を含む「ふりかけ」）、及び麺類用の香昧料などが含まれる。食品分類システムで使用される「調味料」という言葉には、調味ソース（ケチャップ、マヨネーズ、マスタード等）又は薬味は含まれない。）

さらに、部会は、食品分類 12.2「ハーブ、香辛料、香昧料、及び調味料（即席麺用の香昧料等）」及び食品分類 12.2.1「ハーブ及び香辛料」の甘味料の条項を移動し、食品分類 12.2.2「香昧料及び調味料」におけるそれらの使用を検討することに合意した。

勧告 24

部会は、CRD2 第 2 版付属書 1 Part F に含まれる GSFA の表 1 及び表 2 の改訂採択条項、条項案及び条項原案を食品中の最大濃度の空欄すべてに GMP を挿入したうえでステップ 8 及びステップ 5/8 で採択することを承認した。

勧告 24a

部会は、CRD2 第 2 版付属書 3 Part C に含まれる採択された条項を取り消す追加勧告を含めることで合意した。

勧告 25、26

部会は、以下に関する勧告を承認した。

- i. CRD2 第 2 版付属書 1 Part G に含まれる GSFA の表 1 及び表 2 の食品分類 01.1.2「その他の液体乳（プレーン）」におけるアルギン酸プロピレングリコールエステル（INS405）の条項案をステップ 5/8 で採択する。
- ii. 食品分類 01.6.2.1「皮を含む熟成チーズ」におけるラウリン酸アルギン酸エチルエステル（INS243）及び食品分類 07.2「高級ベーカリー製品（甘味、塩味、香味のあるもの）及びミックス」におけるスクラロース（トリクロロガラクトスクロース）（INS 955）の既採択の条項を改訂する。なお、CRD2 第 2 版付属書 1 Part G の食品分類 12.2.2「調味料及び調味料」は食品分類 07.2「高級ベーカリー製品（甘味、塩味、香味のあるもの）及びミックス」に修正する必要がある。
- iii. CRD2 第 2 版付属書 2 Part F に記載されている条項案及び条項原案を中止する。

議題 5(c)．食品添加物の一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規／改訂の提案 （CL2021/55-FA への回答）

勧告 27

部会は、CRD2 第 2 版付属書 5 に含まれる新条項案をステップ 2 の GSFA に含める勧告を承認し、これらの条項は GSFA の電子作業部会からのコメントのため回付することとなった。

勧告 28

部会は、合成リボフラビン(INS 101(i))、リボフラビン 5'-リン酸エステルナトリウム(INS 101(ii))、*Bacillus subtilis* 由来リボフラビン(INS 101(iii))、及び *Ashbya gossypii* 由来リボフラビン(INS 101(iv))の条項について、グループヘッダー「リボフラビン類」の下で議論した。なお、これらは CRD2 第2付属書 5 の灰色のハイライトでリストアップされている。これらの条項は議題3(a)で検討され、このグループの食品添加物の ADI は「特定しない」に変更された。部会は、数値で規定されていた食品中の最大濃度を GMP に改訂し、ステップ 2 で GSFA に入れ、GSFA の電子作業部会によるコメントのため回付することに合意した。

議題 5(d)．注釈 161 がついていない採択済みの甘味料の添加物条項に関する状況報告書

コーデックス事務局は、第 42 回 CAC で採択された注釈 161 の置き換えに関する決定について部会に説明した。その中で、第 51 回 CCFA 及び第 52 回 CCFA で合意された特定の食品分類における注釈 161 を置き換えるため、FA/52 CRD4 付属書 1 でまとめられた水平アプローチについても言及した。事務局は、この作業の目的は GSFA の甘味料に付記された注釈の一貫性を保つことであり、特定の条項に関する議論は再開しないと強調した。

部会は、CX/FA 23/53/10 に含まれる以下の情報について確認した。

- ・FA/52 CRD4 付属書 1 に記載された食品分類に甘味料の水平アプローチが実施された。
- ・第 51 回 CCFA 又は第 52 回 CCFA で議論されていない食品分類の甘味料については、甘味料が風味増強剤としても機能するかどうかによって、注釈 477 又は注釈 478 を挿入することが提案された。
- ・食品分類 11.6 「高甘味度甘味料を含有するものを含む卓上甘味料」の甘味料については、第 52 回 CCFA での決定に基づき、注釈 161 又は代替注釈は不要と見なされた。
- ・食品分類 05.1.1 「ココアミックス（粉末）及びココアマス／ケーキ」、食品分類 12.2.1 「ハーブ及び香辛料」及び食品分類 12.2.2 「香味料及び調味料」の甘味料については、議題 5(b)で議論したものと同一方法を適用する。

CRD23 を参照し、部会は以下の提案を検討し、これらに合意した。

- (i) CX/FA 23/53/10 に記載されているマンニトール(INS 421)の 14 の条項は甘味料以外の機能分類で GSFA に含まれていたため、水平アプローチを適用しない。
- (ii) 食品分類 08.3.2 のステビオール配糖体 (INS 960a、INS 960b、INS 960c、INS 960d) の条項は技術的正当性が示されたため、水平アプローチを適用しない。

- i. マンニトール (INS 421) の 14 の条項に、代替となる注釈は必要なく、現行の GSFA に掲載されているままとする。
- ii. 食品分類 08.3.2 「ひき肉処理された食肉、家禽肉、及び猟鳥獣肉の加工品で加熱処理されたもの」のステビオール配糖体 (INS 960a、INS 960b、INS 960c、INS 960d) の条項は取り消さず、代わりにこの条項に注釈 477 を追記する。

食品分類 01.2.2「レンネットミルク（プレーン）」、08.1.1「生鮮食肉、家禽肉、及び猟鳥獣肉（ホール又はカット）」、08.1.2「ひき肉処理された生鮮食肉、家禽肉、及び猟鳥獣肉」及び 09.2.1「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む冷凍された魚類、魚の切り身、及び水産製品」における甘味料の使用は除くことを提案する意見があった。しかし、その検討を行うためには「GSFA の食品添加物条項の新設／改訂の提案」と題した CL への回答として再提出する必要があることが説明された。

（結論）

部会は、以下の事項を第 46 回 CAC に諮ることで合意した。

- i. 付録 VI, Part F に記載されている食品分類における甘味料の条項の改訂を採択すること。
- ii. 付録 VII, Part E に記載されている食品分類における甘味料の条項を取り消すこと。

議題 5(e)．硝酸塩及び亜硝酸塩に関するデータの入手可能性に関する一般的情報 (CL2021/82-FA への回答)

議長は、議題を紹介しつつ、硝酸塩及び亜硝酸塩の最大濃度（添加量及び/又は残存量）の表現、適切な最大濃度及びそれらの使用の安全性について問題提起された第 48 回 CCFA 以降、このテーマに関する議論が続いていることを指摘した。さらに、それ以来なされてきたさまざまな議論とデータ収集の取り組みについて再度確認した。

コーデックス事務局は、第 52 回 CCFA での決定に基づき、追加情報を収集する目的で CL が配布されたと報告した。亜硝酸塩／硝酸塩が使用された食品中の残存量、特定の食品中における亜硝酸塩及び硝酸塩の自然発生量及びそれらが使用された食事のばく露量に関する追加データを提供した国があったこと、一方で、そのようなデータを提供することは難しい旨述べた国もあったことが説明された。

加盟国からは、データ収集継続への関心が示されず、作業が保留されている状況を明確にすることとした。

コーデックス事務局は、第 51 回 CCFA において硝酸塩と亜硝酸塩の添加量と残存量の両者を設定するリスク管理手法を採用することに同意したこと、また、第 52 回 CCFA では分析・サンプリング法部会（CCMAS）にさまざまな食品マトリックス中の硝酸イオンと亜硝酸イオンの検出規準を確立し、確立された規準を満たすような分析法の情報を提供するよう要請したと説明した。こういった経緯を踏まえると、CCMAS からの回答後にしかさらなる議論はできないと指摘した。

（結論）

部会は、硝酸塩及び亜硝酸塩に関するデータ収集のための取り組みを中止することで合意し、分析法に関する CCMAS からの回答を受領した時点で条項案を検討することを確認した。

議題 5(f). 食品中のオルトフェニルフェノール (INS 231) 及びオルトーフエニルフェノールナトリウム (INS 232) の商業的使用に関する情報 (CL2021 / 83-FA への回答)

コーデックス事務局は、部会に、第 52 回 CCFA の決定に基づき、保存料としての食品中のオルトフェニルフェノール (INS 231) 及びオルトフェニルフェノールナトリウム (INS 232) の商業的使用に関する情報を収集するために CL2021/83-FA を配布していたことを説明した。これは、これらを JECFA による再評価の優先リストに含めるか、あるいは GSFA から削除するか、といったより詳細な判断について部会で検討するためである。提出されたコメントに基づけば、オルトフェニルフェノール (INS 231) 及びオルトフェニルフェノールナトリウム (INS 232) は食品添加物として使用されていない。

GSFA からのオルトフェニルフェノール及びオルトーフエニルフェノールナトリウム (INS231 及び INS 232) の削除を支持することを表明しつつ、残留基準値は殺菌剤として使用するために設定されたことを指摘し、残留農薬部会 (CCPR) にこの件について知らせることを提案する加盟国があった。

(結論)

部会は、GSFA からオルトフェニルフェノール及びオルトーフエニルフェノールナトリウムを削除 (報告書付録 VII, Part F) し、CCPR にこの決定を通知することで合意した。

議題 5 の総括

部会は、以下の事項を第 46 回 CAC に諮ることで合意した。

- i. GSFA の食品添加物条項案及び原案のステップ 8 及びステップ 5/8 での採択、及び採択された条項の改訂
- ii. GSFA の食品添加物条項の取消し
- iii. いくつかの GSFA の食品添加物条項の案及び原案の中止
- iv. いくつかの GSFA の食品添加物条項をステップ 2 に進めること

第 54 回 CCFA に向けた作業

GSFA の電子作業部会

部会は、以下を検討するため、電子作業部会 (議長：米国) を設置することで合意した。

- i. GSFA の甘味料に関する残りのすべての条項案及び条項原案並びに注釈 161 を付した甘味料の採択条項
- ii. 食品分類 07.0 「ベーカリー製品」、12.0 「食塩、香辛料、スープ、ソース、サラダ、及びタンパク質製品」、13.0 「特殊な栄養上の目的で使用される食品」及び 15.0 「そのまま食べられる香味製品」とその下位分類における着色料の条項案及び条項原案並びに食品分類 07.0 「ベーカリー製品」、12.0 「食塩、香辛料、スープ、ソース、サラダ、及びタンパク質製品」、13.0 「特殊な栄養上の目的で使用される食品」及び 15.0 「そのまま食べられる香味製品」とその下位分類における注釈 161 を付した着色料に関する採択条項

- iii. 食品分類 14.2「ノンアルコール及び低アルコールの同等品を含むアルコール飲料」及びその下位分類の条項案及び条項原案
- iv. 報告書付録 IX に含まれる GSFA のステップ 2 に加えた条項
- v. GSFA の残りのすべての条項案及び条項原案(上記 ii 及び iii で取り上げられていない着色料及び CCFA が他の部会や JECFA からのガイダンスを待っている条項を除く)。

GSFA の物理作業部会

部会は、第 54 回 CCFA の直前に、物理作業部会(議長：米国、1.5 日間)を設置し、以下について本会合への勧告を検討・作成することで合意した。

- i. GSFA に関する電子作業部会の報告
- ii. 食品添加物条項の新規／改訂の提案に関する CL への回答

議題 6. 食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案

INS に関する会期内作業部会の議長であるベルギーは、報告書 (CRD4) を提出し、作業部会は以下に関する勧告を行ったと述べた。

- i. 新しい CL により、CRD4 表 1 に含まれる「食品添加物の機能分類及び国際番号システム (INS)」 (CXG 36-1989) の区分 3 への変更、追加に関する提案を求めること。
- ii. 「可塑剤 (ガムベース)」が国際番号システムの対象であるか。
- iii. 第 54 回 CCFA に向けた INS に関する電子作業部会の付託事項について。

(議論)

部会は勧告を検討し、以下の決定を下した。

勧告 1

部会は、ガティガム (INS 419)、カシアガム (INS 427)、アニオン性メタクリル酸共重合体 (INS 1207) について、INS の区分 3 における機能分類と技術的目的を変更するという勧告を承認した。(以下を追加する。機能分類：担体、保湿剤、技術的目的：担体、保湿剤、泡安定剤、食感改良剤、甘味料、コーティング剤)。

部会はまた、CXG 36-1989 から *Yarrowia lipolytica* 発現複数の遺伝子由来レバウデオサイド A (INS 960b(i)) を削除するという勧告を承認した。

勧告 2

部会は、CRD4 付属書に示されているように文章をわずかに変更し、「食品添加物の機能分類及び国際番号システム (INS)」 (CXG 36-1989) の区分 3 の変更、追加に関する提案を求めるため新しい CL を発出するという勧告を承認した。

勧告 3

部会は、部会で生じる新規提案やその他の要望について検討するため電子作業部会を再

設するという勧告を承認した。

オブザーバーからは以下の意見があった。

INS に記載されている技術的目的を、JECFA が歴史的に評価してきており、あらゆる食品添加物の規格で報告されている技術的目的と一致させる義務が CCFA にあるのかについて明確にするよう求めた。

JECFA 事務局は、JECFA は INS 番号と機能分類を列挙してはいるが、この種の情報の正式な情報源ではないことを部会に再確認した。

「可塑剤（ガムベース）」が INS の対象であるかどうかの問題に関して、この議題の背景に立ち戻り、CXG 36-1989 の序文では、香料、ガムベース、栄養添加物を含まないとしていることを指摘した。さらに、第 31 回 CCFAC（食品添加物・汚染物質部会）では、チューイングガム中のウッドロジングリセリンエステル(INS 445(iii))がガムベースでしか食材として使用されていないため、この物質の言及を削除することに同意したこと、また、技術的な目的として「可塑剤」がある食品添加物は 3 つしかないが、そのいずれも JECFA のデータベースにおけるチューイングガムベース基剤の説明文に沿って記載されていないことを指摘した。

部会は、第 54 回 CCFA の電子作業部会の付託事項に、ウッドロジングリセリンエステル(INS445(iii))のガムベースにおける可塑剤としての技術的目的に関する検討は含めないことを決定した。

（結論）

部会は以下に同意した。

- i. INS の修正案を第 46 回 CAC に送付し、ステップ 5/8(報告書付録 X)での採択を求める。
- ii. CL「食品添加物の機能分類及び国際番号システム（INS）」(CXG 36-1989)の区分 3 の変更及び/又は追加の提案に関する要求」中の 1 文を修正する(報告書付録 XII)
- iii. 電子作業部会を設置し、ベルギーが議長を務め、以下を検討する。
 - a. 「食品添加物の機能分類及び国際番号システム（INS）」(CXG 36-1989)の区分 3 への変更及び/又は追加に関する提案を要求する CL への回答と、ステップ 3 でのコメント回付に向けた提案準備。
 - b. 保存料としてソルビタン脂肪酸エステル (INS 246)、乳化剤としてオート麦レシチン (INS 322a)、増量剤、安定剤、増粘剤としてカルボマー (INS 1210) の CXG 36-1989 への新しい添加物の追加提案 (CX / FA 23/53/13 Add. 1 で述べたとおり)。
 - c. セスキ炭酸ナトリウム (INS 500(iii)) (CX / FA 23/53/6)における「安定剤」及び「増粘剤」の機能分類の追加。
 - d. チオ硫酸ナトリウム (INS 539) (CX / FA 23/53/6)に「保存料」の機能分類を含めることの適切性。
 - e. マンニトール (INS 421)、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム (INS 1450)、及びアスコルビン酸ナトリウム (INS 301) (CX / FA 23/53/6)の機能分類に「担体」を、技術的目的に「栄養担体」を含めることの適切性。

f. 低アシル型精製ジェランガムに INS 番号を割り当てる (CX/FA 23/FA 23/53/2 Add2)。

部会は、電子作業部会の報告書は第 54 回 CCFA の少なくとも 3 カ月前にコーデックス事務局に提出されるべきであることを確認した。

議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案

(CL 2021/81-FA に対する回答)

優先リストに関する会期内作業部会の議長であるカナダは、報告書 (CRD5) を紹介し、部会で公開されていた文書に加えて、JECFA による評価のための優先物質リスト (以下、「優先リスト」という。) の準備にあたって、第 95 回、第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合でデータ要求された品目も検討したと述べた。カナダは、CRD5 付属書 1 及び 2 で提案された優先リストに関係する作業部会での主要議題を取り上げた。

部会は、作業部会の勧告及び関連する付属書を検討した。

(議論)

勧告 1 低アシル型精製ジェランガムに関する CCNFSDU からの要請

JECFA が生後 12 週未満の乳児による低アシル型精製ジェランガムの摂取について安全性をすでに確認していたため、部会は、JECFA の優先リストにこの形態のジェランガムを追加するという CCNFSDU の要請が、この形態のジェランガムの仕様書設定の要請に変更されたことを CCNFSDU に通知する勧告を承認した。

勧告 2 JECFA 優先リストの承認

部会は、CRD5 に記載された優先リストを検討し、以下のコメントと決定を行った。

- β -アポ-8'-カロテナール (INS 160e) 及び β -カロテン類 (INS 160a(i)、160a(iii)、160a(iv))

ある加盟国は、データ提出期限として示された期間 (2025 年 12 月まで) が非常に長いとの懸念を表明し、1 年短縮するよう提案した。NATCOL (Natural Food Colours Association) 等のいくつかのオブザーバーは、頑強で代表的なデータの収集は簡単な作業ではなく、これを達成するために提案された期間が必要であると指摘した。

JECFA 評価のタイミングに関する情報の求めに対し、JECFA 事務局は、JECFA 優先リストは、JECFA 事務局が今後、適切な時期にデータ要求を発行するための礎となると説明した。JECFA 事務局は、データ提出者は JECFA 優先リストに新たな要請が追加され次第、データ要求への準備を整えることが望ましく、そうすれば最低 1 年の準備期間が確保できることを指摘した。データ収集に必要な予想期間に関する情報は、JECFA 評価の予定をたてる上で有益であることが確認された。

いくつかの加盟国、オブザーバーは、CCFA は通常、データ要求に厳しい締め切りは設けておらず、期限はあくまでもデータ提出者がデータを提出できるであろうと予想する時期の目安であることを指摘した。部会がこれらの食品添加物の条項にいくつか大幅な変更を加えたこと、また、これらを JECFA 優先リストに含めることは予想していなかったことが

確認された。一部の加盟国は、CCFA や JECFA が推奨する要請に対しては、しばしば期限について柔軟に対応されたと指摘した。

部会は、データ提出期限を 2025 年 12 月のままとすることで合意した。

- アニオン性メタクリレート共重合体（AMC）（INS 1207）及び中性メタクリレート共重合体（NMC）（INS 1206）

部会は、これらの添加物の評価のためのデータを提供する意思がないことを確認したため、これらを優先リストから削除した。

- ジェランガム（INS 418）及び 低アシル型精製ジェランガム

部会は、ジェランガム（INS 418）の暫定仕様書を完成させるため追加情報を要求したことで、既に優先リストに別品目として掲載していた低アシル型精製ジェランガムの仕様書を設定する必要があることが JECFA に確認できたため、ジェランガム（INS 418）を優先リストから削除した。部会は、低アシル型精製ジェランガムは生後 12 週未満の乳児における安全性評価がすでに完了しており、唯一未解決である問題は低アシル型精製ジェランガムの仕様書であるため、「要求の根拠」の第 3 段落を削除した。低アシル型精製ジェランガムの INS 番号は INS 作業部会でまだ議論されていないため、要求に含まれていたジェランガムの INS を削除した。

（結論）

部会は、以下に同意した。

- JECFA による評価のための優先物質リストの修正版（報告書付録 XI）について第 46 回 CAC に承認を求め、フォローアップのため FAO と WHO に転送する。
- JECFA による評価のための優先物質リストに関する情報とコメントを募集する CL の発行をコーデックス事務局に要請する。
- JECFA 優先リストに低アシル型精製ジェランガムを追加するという要望は、低アシル型精製ジェランガムの生後 12 週未満の乳児による摂取の安全性はすでに実証されているため、この形態のジェランガムの仕様書を設定する要望に変更されたことを CCNFSDU に通知する。

議題 8. GSFA 食品分類及び FoodEx2 データベースのマッピングに関する討議文書

討議文書の執筆者であるカナダは、共著者の日本とオーストラリアを代表してこの議題を説明し、ショ糖脂肪酸エステル（INS 473）及びショ糖オリゴエステル I 型及び II 型（INS 473a）のばく露評価を完了するため第 89 回 JECFA 会合から追加情報の要求があり、この作業が進められていることに言及した。JECFA は、この作業によって将来の会合におけるマッピングの一貫性が向上する可能性があるとして、食品を FoodEx2 分類体系に従って分類し、FoodEx2 の食品を GSFA の食品分類にマッピングして提示することを要求した。カナダは、FoodEx2 は当初、欧州における食品分類及び記述のシステムとして開発されたが、FAO と WHO が組織間の食事摂取量のデータベースを調和させるために使用していたため、国際的な使用に適していると説明した。

カナダは、討議文書の目的を以下のように説明した

- (i) マッピング作成、マッピング使用時の責任者、形式、掲載場所、利用可能性の各観点に関して勧告を作成するため。
- (ii) 完全なマッピングの作成と更新の観点で今後の手順を検討し、CCFAによるさらなる作業が必要かどうかを検討するため。

カナダは、目的(i)に関する勧告5つと、目的(ii)に関する勧告3つを作成したと述べた。

(議論)

部会は、この討議文書の作成のために費やされた膨大な作業に感謝し、評価した。この作業を歓迎する一方で、JECFA による食事ばく露評価を円滑に進める上でこのようなマッピングツールは価値があり有用であること、また、慎重かつ一貫性を持ちながら、包括的な方法で進めることが肝要であること、あらゆるマッピング作業を明確かつ理解あるものとするためにはケーススタディが非常に有意義であるとのコメントがあった。

部会は、提案された勧告を1つずつ議論することで合意した。

勧告 1 - マッピング作成

部会は、FoodEx2 と GSFA のマッピングは、FoodEx2 のばく露階層を使用すべきであるという勧告を承認した。

勧告 2 - 食品分類階層の整合とコア用語

部会は、GSFA は、FoodEx2 のコア用語が利用可能である場合は、その階層にマッピングされ、また、コア用語が利用不可能な場合は、最も近い上位階層にマッピングされるという勧告を承認した。

勧告 3 - 方法が決まった後、JECFA への要請において FoodEx2 食品一覧をコードする責任について

部会は、この勧告について JECFA 事務局が合意したことを受け、「JECFA の意見に従う」という文言の削除を承認した。部会はまた、要請者（十分かつ明確な情報の提供において）とばく露評価専門家（コード一覧の作成において）の両者の役割と責任を強調した。

勧告 4 - マッピングの形式、場所、及び利用可能性

部会は、イニシャルマッピングは食品の関連性を示す単純な表形式の文書で表すことを推奨するという勧告を承認した。

勧告 5 - マッピングの形式、場所、及び利用可能性

部会は、JECFA 事務局がマッピング及び関連文書を管理する意思があることを確認できたことを考慮して改訂された CRD35 中の勧告 5 の改訂案について検討した。

マッピング手法の信頼性を確保し、データ提供者と国家当局による最終的な使用を確かなものとするためには、高い透明性と公共利用性を担保することが重要なポイントとして

強調された。さらに、誰がマッピングを行ったかに関わらず、透明性が重要であることが指摘された。

JECFA 事務局は、マッピング作業は順調に進んでいるが、非常に複雑であるため、現在の作業を完了させマッピングの工程について可能な限り学ぶことが重要であると指摘した。初期マッピングの評価が完了した後、それが許容可能な品質であり、期待に見合ったものであれば、JECFA はそのマッピング文書を管理する意志がある。さらに、透明性に関して JECFA 事務局は、JECFA が使用するすべての方法論及び手法は公有に属すること、そして今後も引き続きそうであることを再度確認した。

産業界の観点からは、たとえ予備的であっても分類とマッピングがどのように行われたかが分かれば、作業や JECFA への提出物の準備する段階でその手法を取り入れることができるようになることを強調した。

部会は、議論を踏まえて勧告を修正した。

(結論)

部会は、初期マッピングが JECFA によって評価された時点で、JECFA がマッピングと追加文書を管理することを支持することで合意した。

勧告 6 - 初期マッピングの作成

日本がショ糖エステルの評価において初期マッピングを作成する意思があることは高く評価され、部会は、この勧告の改訂案(CRD 35)を支持した。

(結論)

部会は、2023 年末までに利用可能になるよう日本が初期マッピングを作成することを支持した。

勧告 7 - 初期マッピングの作成

この勧告を支持するにあたり、オーストラリアは、食事性ばく露専門家が初期マッピングの査読をいとわないことを表明し、EU は、FoodEx2 での経験があることに言及し、支援する意思を示した。

(結論)

部会は、この勧告を支持し、2つの加盟国が貢献する意思があることを確認した。

勧告 8 - マッピングを更新するプロセス

この勧告は、やや時期尚早と考えられ、部会は、初期マッピングの作業が完了し評価されてから、プロセスの更新について議論する方が適切であるとした。

(結論)

部会は、初期マッピングが JECFA によって評価された後、部会はマッピングを管理する

プロセス等、今後どのような対応が必要かを検討する必要があることに合意した。

議題 9. 食品分類 01.1.1「流動乳(プレーン)」におけるクエン酸三ナトリウムの使用に関する食品添加物規定に関する討議文書

ブラジルは、討議文書を説明し、第 51 回 CCFA で食品分類 01.1.1「流動乳(プレーン)」におけるクエン酸三ナトリウム(INS 331(iii))の条項案及び対応する注釈 438、439 及び B25 を CAC に付託し、ステップ 8 での採択を求めることに合意したことに言及した。第 42 回 CAC では、この条項案に関して同意は得られず、さらなる検討のために CCFA に差し戻された。第 52 回 CCFA では、条項案をステップ 7 のままとし、食品分類 01.1.1「流動乳(プレーン)」におけるクエン酸三ナトリウム(INS 331(iii))の使用の技術的正当性や牛乳での使用濃度に関する情報を収集するために CL を発行することに合意し、ブラジルに CL への回答に基づいて討議文書を作成するよう要請した。

ブラジルはさらに、クエン酸三ナトリウム(INS 331(iii))の食品分類 01.1.1「流動乳(プレーン)」における使用を認めるべきかどうかについては意見が分かれているが、CL を通じて収集された情報は以下に示したとおりであると説明した。

- リン酸塩及びクエン酸三ナトリウムを含む安定剤は、超高温処理 (UHT) 乳の加工において一部の国及び/又は管轄区域で使用が認められている。
- クエン酸塩は元から乳に含まれているため、クエン酸三ナトリウムは低濃度のクエン酸塩濃度の UHT 牛乳における加工時に好んで使用される安定剤である。
- 科学研究によると、乳中に元から含まれているクエン酸ナトリウムの量は、地域、季節的な生産、動物飼料の種類等の生産条件によって異なる場合がある。さらに、JECFA は ADI を「特定しない」としている。
- 加工処理におけるクエン酸三ナトリウムの投入又は使用時点は、UHT 専用のタンクに保管されている生乳においてであった。
- 提供情報によると、牛乳の加工にクエン酸ナトリウムを使用することで不適切な処理を隠蔽することは科学的に実証できない。

一部の加盟国は、この条項を支持しないことを改めて表明し、牛乳におけるクエン酸三ナトリウムの使用は技術的に正当化されず、酸性度を変化させるための偽和物として乳に使用され、消費者の誤認を招く可能性があるとして指摘した。彼らの国では、クエン酸三ナトリウムは UHT 乳の食品添加物としての使用が認められていない。

また、牛乳におけるクエン酸三ナトリウムの使用は支持しないが、UHT 乳に限ってはクエン酸三ナトリウムの使用は可能であるという意見もあった。

収集したすべての情報と部会の中に異なる代表団とのさらに協議した結果に基づき、ブラジルは、以下の新しい注記 YY を提案し、部会による検討を求めた。

新しい注記 YY

「クエン酸として 1000 mg/kg でウシ種からの滅菌及び UHT 乳において、特定の環境条件の結果として固有のクエン酸塩含有量が低くなった生乳のクエン酸含有量を補うためを使用する場合を除く。」

一部の加盟国は、注釈 YY の採択を進めることへの支持を表明した。以下のとおり認められた。

- 討議文書（付録 I）は、この食品添加物の使用目的に対する技術的正当性を説明した。
- JECFA によりこの物質の食品添加物としての使用に関する安全性評価が実施された。
- この添加物は表 3 の添加物（GMP で使用）であったが、提案された数値の使用濃度であれば、この添加物の使用を支持していない国が提起して懸念の一部は解決する。
- ケニアとセネガルは、改訂された注釈 YY を付した条項案について留保を表明した。

（結論）

部会は、古い注釈 438、227 に加えて、新しい注釈 YY「クエン酸として 1000 mg/kg でウシ種からの滅菌及び UHT 乳において、特定の環境条件の結果として固有のクエン酸塩含有量が低くなった生乳のクエン酸含有量を補うためを使用する場合を除く。」を付して、GMP のレベルで食品分類 01.1.1「流動乳(プレーン)」のクエン酸三ナトリウム(INS 331(iii))の条項を、第 46 回 CAC に付託し、ステップ 8 での採択を求めることで合意した。（報告書付録 VI, Part G）。

部会は、すべての技術的事項がこれまでの会合で網羅的に議論されたことに同意し、加盟国とオブザーバーに対し、今回の会合で下された決定を尊重し、CAC でそのような議論を再開しないよう促した。

議題 10. ワイン製造における特定の食品添加物の使用に関する討議文書

（経緯）

第 45 回 CCFA から、食品分類 14.2.3「ブドウ酒」とその下位分類における「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用に関し、食品添加物条項案の作成等について検討が行われた。これらの食品添加物の使用について、「ワインの本質的な特性を変えるものであってはならないこと、ワインの構成を大きく変えるものであってはならないこと」という一般的な考え方に関しては概ね合意が得られたが、最大濃度については、国際ぶどう・ぶどう酒機構（OIV）で設定された基準値を参照する注釈を付けることに合意に至ることができなかった。このため、第 49 回 CCFA において、部会は条項案を現在のステップに留め置き、検討を中止することに合意した。

第 52 回 CCFA では、チリから次回会合において本議論の再開を提案する討議文書が提示されたが、議長からは、過去の議論で合意されなかった注釈部分について解決策が提示されておらず、討議文書の更新が必要である旨、指摘があった。この議長等からの指摘を踏まえ、部会は、チリを著者、米国及び EU を共同著者として、討議文書を作成することに合意した。

今次会合における討議文書では、以下の注釈案が示された。

「GMP とされるブドウ酒における食品添加物の最大濃度については、(i) ワインの本質的な特性を変えるものであってはならない、(ii) ワインの構成を大きく変えるものであってはならない。なお、加盟国は OIV におけるワイン醸造規範と一致するよう、使

用方法を規定する場合がある。」

(議論)

著者であるチリから、提示した注釈案は部会における以前の議論で提起された主要な懸念に対処することを目的とした妥協案であることが強調された。

また、共同著者である米国からは、コーデックスの文章では外部組織の規格の参照は最小限に抑えるべきという執行委員会 (CCEXEC) の勧告があるが、OIV は関連する食品分類の記述で既に参照されているため、今回は特殊な状況であること、また、数値ではなく GMP として最大濃度が提案されている点については、GMP は食品添加物の使用を無制限とすることを意味するのではなく、食品添加物が意図した技術的な効果を達成するために技術的に正当な最小限の使用量に制限すべきということを意味していることが明言された。

勧告 1 - 食品添加物条項に適用する改訂注釈について

加盟国からは、以下の発言があった。

- (i) カナダは、本注釈はこの問題に対する異なる意見に対処するための妥協案であり反対はしないが、外部組織の参照は今後、コーデックスの文章の前例となるべきではなく、CCFA は CCEXEC の勧告を適用して外部組織の規格の参照を個別に検討し、可能な限り控えるべきであることを強調した。
- (ii) EU は、この議題は CCFA における長年の検討事項であり、現在の膠着状態を打破するために例外的な解決策を模索すべきであると発言した。
- (iii) ブラジルは、提案された注釈は同意しがたい不必要な前例であり、勧告 2 から 6 の各条項案について、GSFA の電子作業部会に OIV を招待した上で議論し、OIV に技術的に正当であると考えられる上限値を提案してもらい、その専門知識を取り入れることにより、コーデックスの手順に適合した作業ができるのではないかと提案した。また、コンセンサスが得られていない OIV を参照した注釈案の最終文を削除するのはどうかとの提案も行った。加えて、留保は表明しないが、注釈案は WTO SPS 協定で認められていない外部の国際機関を参照しているため、コーデックスの望ましくない前例となる可能性があるという懸念があったことをレポートに記録するよう要請した。提案された注釈によって、加盟国が OIV 加盟国と非加盟国で異なる対応を取る可能性があり、これらの条項についてコンセンサスが得られていないことを意味していると発言した。
- (iv) コーデックス事務局は、注釈案はコーデックスの手順に違反するものではないことを FAO 法律部門に確認済みであること、CCEXEC は外部組織の規格を参照することにメリットがある可能性があるが、コーデックスの文章の重要な一部となり、長期のモニタリングが必要となるため、これらは最低限に抑えることを推奨していることについて言及した。
- (v) 日本は、OIV の参照が OIV 加盟国ではない加盟国に義務を生じさせるのではないかと懸念を示し、注釈案の解釈について説明を求めた。また、日本からの要請により、今般の注釈案の解釈がレポートに記載された。

- (vi) EU は、この注釈案は、すべての加盟国が OIV のワイン醸造規範と一致させなければならないことを意味するものではないことを明言した。
- (vii) OIV は、OIV が科学的知見に基づく政府間組織であり、ブドウ製品の分野での権威として認められており、コーデックス委員会と同じ会員規則及び同等の規格設定に係る原則を持っていることを伝えた。

勧告 2-6 - 食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」における食品添加物の条項原案について

部会は、勧告 1 の注釈案を記載すること、INS 335(i)、INS 336(i) 及び INS 336(ii) が現在 GSFA の「酒石酸塩類」に含まれていないため、「酒石酸塩類」から削除することも含め、食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」の食品添加物に関する条項を承認した。

(結論)

部会は、以下の合意と推察を示した。

- i. 食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」の食品添加物に関する条項と注釈を、ステップ 5/8 及びステップ 8 で採択すべく第 46 回 CAC に諮ることに合意した。
- ii. CCEXEC 及び CAC に対し、妥協した注釈は例外的な対応であり、ブドウ酒におけるこれらの食品添加物の使用に関する特殊な状況に鑑みたものであるため、他のいかなる状況においても前例とみなすべきではないことを通知することを確認し、合意した。
- iii. コーデックスの文章における外部組織の参照は最低限に抑えるべきであるとの CCEXEC からの助言を認め、さらに、GSFA の食品分類の説明文において、外部組織が引用された事例は他にないため、この注釈に至ったような同様の状況が今後発生する可能性は低いとの推察を示した。

議題 11. その他の事項及び今後の作業

酵母の規格策定に関する討議文書

(経緯)¹⁰

第 44 回 CAC にて、中国から、酵母の規格に関する新規作業提案をどの部会に提案すべきか第 81 回 CCEXEC に助言を求めたところ、事務局より CCFA に提案すべきと勧告された旨説明があった。これを踏まえ、今次会合に、中国から酵母の規格に関する新規作業提案の討議文書が提出された。

中国から、プロジェクトドキュメント（以下、プロドク）に基づき説明があった。プロドクでは、パン用酵母、醸造用酵母及び食用酵母が規格の対象であると記載されている。

会合直前に開催された非公式会合や、会合中の休憩時間に各国代表団から意見を聞いたところ、酵母の規格策定に慎重な立場であるのは日本のみであった。その状況を踏まえると、コンセンサスビルディングを重視するコーデックスの部会において、反対意見のみを強硬に述べることは得策ではないと考えられたことから、我が国からは、

- ・現在、国際規格がないことによって消費者の健康に関する問題や、公正な貿易に関す

¹⁰ 第 44 回コーデックス総会報告（第 98 回コーデックス連絡協議会資料 54 ページ
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/98-2.pdf>)

る問題があるとの情報はないため、我が国としては酵母のコーデックス規格は不要と考えている

・しかし、コーデックス規格を必要とする国があり、規格策定を進めるのであれば、「パン用酵母及び醸造用酵母」と食用酵母を一つの規格でカバーするのは困難であることから、食用酵母は規格の対象から除くべき

等を述べた。

シンガポールからは、食用酵母については CAC で議論された「新たな食料源と生産システム (NFPS)」の議論にも関連する可能性があることから、日本のコメントのとおり、食用酵母は規格の対象から除くべきとの意見があった。

EU からは、パン用酵母に絞るべきとの意見があった。

事前の聞き取りのとおり、酵母の規格策定に反対を表明する国はなかった。

これらの意見を踏まえ、中国から規格策定作業を開始した後、規格対象の検討を進めたいとの意見があったが、EU 及びベルギーから、規格の対象が変わるならプロドクを修正して次回会合で再度議論すべき、オーストラリアからも規格の対象はもっと検討されるべきとの意見があった。

議論の結果、中国、フランスその他の関心国が、プロドクを検討し、次回会合にて再度検討することとなった。

議題 12. 次回会合の日程及び開催地

第 54 回会合が 2024 年 4 月 22-26 日に開催される予定であるが、最終的な取り決めは事務局による確認が必要であることが通知された。

食品添加物部会（CCFA）の作業の概要及び状況

責任者	目的	事項	ステップ
第 84 回及び第 85 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	採択	食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案	5/8
		GSFA の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂	—
		食品分類 12. 2. 1 及び食品分類 12. 2. 2 の説明文の改訂	
		食品添加物の国際番号システム（INS）の修正原案	5/8
		食品分類 02. 1. 2 への脂肪酸モノグリセリド及び脂肪酸ジグリセリド（INS 471）の収載	—
		食品分類 02. 1. 2 への 3 つの条項（ポリグリセリン脂肪酸エステル（INS 475）、ソルビタン脂肪酸エステル（INS 491-495）及びステアロイル乳酸カルシウム（INS 481(i), 482(i)) の収載	
		注釈 488 及び 502 の改訂	
		食品分類 14. 1. 4 における安息香酸塩類の条項の注釈 301 の削除	
		GSFA の表 1 及び表 2 のグループ「リボフラビン類」への <i>Ashbya gossypii</i> 由来リボフラビン（INS 101(iv)）の収載	
		合成リボフラビン（INS 101(i)）、リボフラビン 5' -リン酸エステルナトリウム（INS 101(ii)）、 <i>Bacillus subtilis</i> 由来リボフラビン（INS 101(iii)）、 <i>Ashbya gossypii</i> 由来リボフラビン（INS 101(iv)）及びスピルリナ抽出物（INS 134）の表 3 への収載	5/8
		7 つの CCMMP 規格、3 つの CCPFV 規格、6 つの CCNFSDU 規格、1 つの CCAFRICA 規格、1 つの CCEURO 規格、1 組の CCNFSDU ガイドラインとの整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂	—
		様々な食品分類における甘味料の採択条項の改訂	—
		食品分類 01. 1. 1 におけるクエン酸三ナトリウム（INS 331(iii)）の条項の収載	8

責任者	目的	事項	ステップ
		食品分類 14. 2. 3 における食品添加物の条項の収載	5/8 及び 8
		7 つの CCMMP 規格、3 つの CCPFV 規格、6 つの CCNSFDU 規格、1 つの CCAFRICA 規格、1 つの CCEURO 規格及び 1 組の CCFNSDU ガイドラインの食品添加物区分の改訂	—
第 84 回及び第 85 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	採択	GSFA の食品添加物条項（廃止）	
		GSFA の食品添加物条項の案及び原案（中止）	
第 84 回及び第 85 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	情報	ステップ 2 における GSFA の食品添加物条項原案の新規提案	
		利害関係者が JECFA に正確で信頼性できるデータ及び情報を提供することの重要性と、この点に関して要件を満たすよう利害関係者に推奨すること	
		食品分類 14. 2. 3 における食品添加物の条項に妥協した注釈を付すことは、例外的な対応であり、ブドウ酒におけるこれらの食品添加物の使用に関する特殊な状況に鑑みたものであるため、他のいかなる状況においても前例とみなすべきではない。	
CCFO	行動	以下の事項に関する技術的正当性に関する助言 ● 食品分類 02. 1. 2 におけるクロロフィル（INS 140）：加工において失われた自然な色を復元、標準化するための植物油の使用。植物油には CXS 19-1981 の対象となるバージンオイル、低温圧搾油、その他のオイルを含み、特に揚げ油に使用する植物油も含む。 ● 食品分類 02. 2. 2 におけるトウガラシ色素（パプリカ抽出物）（INS 160c(ii)）：CXS 253-2006 及び CXS 256-2007 に適合する製品における使用及び使用濃度	
CCNFSDU	情報	関連する CCFNSDU 規格におけるキャリーオーバー原則に基づく条項の修正 低アシル型精製ジェランガムを JECFA 優先リストに追加する要求は、ジェランガムの生後 12 週未満の乳児による摂取の安全性が既に確認されていたため、同型のジェランガムの仕様書の策定に変更された。	

責任者	目的	事項	ステップ
	行動	CXS 73-1981 で CXG 10-1979 Part D に収載された食品添加物を栄養担体として使用可能かに関する検討	
CCPR	情報	オルトフェニルフェノール類の GSFA からの削除（最大残留基準値は殺菌剤としての使用のため策定されたことを通知。）	
第 46 回 CAC FAO/WHO	情報 フォローアップ	JECFA による評価のための優先物質リスト	
加盟国	情報及び行動	ADI の変更並びに第 92 回及び第 95 回 JECFA からのその他の勧告の結果として必要な行動	
加盟国 電子作業部会（議長国：カナダ、共同議長国：米国、日本） 第 54 回 CCFA	討議立案	個別食品規格の食品添加物条項と GEFA の関連条項の整合、表 3 注釈の作成及び管理	
加盟国 物理作業部会（議長国：カナダ） 第 54 回 CCFA	討議	整合に関する電子作業部会の報告、個別食品部会から付託された食品添加物条項	
加盟国 電子作業部会（議長国：米国） 第 54 回 CCFA	討議立案	GSFA の食品添加物条項	
加盟国 GSFA に関する物理作業部会（議長国：米国） 第 54 回 CCFA	討議	GSFA の食品添加物条項	
加盟国 電子作業部会（議長国：ベルギー） 第 54 回 CCFA	コメント立案 討議	食品添加物の国際番号システム（INS）の改訂	
加盟国 第 54 回 CCFA	コメント 討議	食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書	
加盟国 GSFA に関する物理作業部会（議長国：米国） 第 54 回 CCFA	コメント 討議	GSFA の新規又は改訂する食品添加物条項	
加盟国	コメン	JECFA による評価のための優先物質リストへの	

責任者	目的	事項	ステップ
第 54 回 CCFA	ト 討議	追加及び変更の提案	
日本（オーストラリア及び EU 補助）	コメン ト 討議	シヨ糖脂肪酸エステルのための初期マッピングの作業継続	
中国、カナダ及び EU 第 54 回 CCFA	立案	GSFA、個別食品規格、その他の文書間での相違を将来的に防止することに関して未解決の問題を洗い出すための討議文書	
中国、フランス及び他の 関心のある加盟国 第 54 回 CCFA	再立案	酵母の規格策定に関する討議文書	
コーデックス事務局 第 54 回 CCFA	立案	リボフラビン類に関する個別食品規格の整合に係る修正提案 β-カロテン類（INS 160a(i), 160a(iii)、160a(iv)）、β-カロテン類（野菜）（INS 160a(ii)）及びβ-アポ-8'-カロテナール（INS 160e）のすべての個別食品規格における条項を CRD2 第 2 版付属書 1 Part B に示す使用濃度に整合するためのリスト確認 β-アポ-8'-カロテン酸エチルエステル（INS 160f）のすべての関連個別食品規格からの削除提案	

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 16 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

日時：【本会合】 2023 年 4 月 18 日（火）午後～21 日（金）（物理的会合）

【報告書採択】 4 月 26 日（水）（バーチャル会合）

【会期前作業部会（バーチャル会合）】 4 月 11 日（火）～12 日（水）

- 汚染物質のコーデックス規格に関するレビュー（議題 14）
- JECFA 評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業（議題 15）
- JECFA における汚染物質の評価の優先リスト（議題 16）
- 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス（議題 12）
- 特定の食品群中の鉛の最大基準値（議題 5）

【会期前作業部会（物理的会合）】 4 月 17 日（月）～18 日（火）午前

- 特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンのためのサンプリングプラン（議題 7）
- 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス（議題 12）
- CCCC の今後の作業計画：CCCC が今後作業を行う主要食料と汚染物質の組合せに関するレビュー（議題 13）

【サイドイベント】 4 月 18 日（火）午前

展望：食品及び飼料の安全性に関する新たな問題に関する調査

開催地：ユトレヒト（オランダ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来の汚染物質及び天然由来の毒素	
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4 及びステップ 7）
毒素	
6	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 7）

7	特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンのためのサンプリングプラン（ステップ4）
8	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）
9	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシシ及びオクラトキシシ A の最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）
討議文書	
10	シガテラ中毒の防止又は低減に関する討議文書
11	ピロリジジシアルカロイド類に関する討議文書
一般事項	
12	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
今後の作業	
13	CCCF の今後の作業計画 ・ CCCF が今後作業を行う主要食料と汚染物質の組合せに関するレビュー
14	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
15	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業
16	JECFA による汚染物質の評価の優先リスト
その他	
17	その他の議題
18	次回会合の日程及び開催地
19	報告書の採択

（情報文書）

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値など各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書（CF/16 INF1）（日本がオランダと共同作成）

第 16 回コーデックス食品汚染物質部会（CCCCF）報告書

1. 日 時： 本会合：2023 年 4 月 18 日（火）午後～21 日（金）、報告書採択 26 日（水）
2023 年 4 月 17 日、18 日午前に物理的作業部会及びサイドイベントを開催
2. 開催地：ユトレヒト（オランダ）（報告書採択はバーチャル形式）
3. 参加国及び国際機関：51 加盟国、1 加盟機関、13 オブザーバー
4. 議長：Dr Sally Hoffer（オランダ農業・自然・食品品質省）
5. 政府代表団：

農林水産省消費・安全局食品安全政策課 課長補佐 漆山 哲生
 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課国際食品室 室長 野田 博之
 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課国際食品室 室長補佐
 佐々木 佳名子

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課 専門官 飯塚 尚文
 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室 専門官 一ノ瀬 史成
 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課 課長補佐 高岸 克行
 （農林水産省消費・安全局食品安全政策課付）
 農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐 三浦 友聡
 国際食品安全コンサルタント 山田 友紀子

6. 概要

議題 1. 議題の採択

仮議題を本会合の議題とすることに合意した。また、米国から提案のあった、食品中のカドミウムの汚染防止及び低減に関する実施規範に関する討議文書については議題 17 において議論することに合意した。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局から、執行委員会（CCEXEC）及び総会（CAC）における横断的な各種活動についての紹介があり、科学の役割に関する原則文の適用に関するガイダンス及び新たな食料源及び生産システムについては、第 46 回 CAC（2023 年）での検討に向けて回付文書へのコメント提出要請があった。

また、同事務局から、コーデックス規格の使用状況及び影響のモニタリングに関する枠組みの中において、CCCCF の今後の作業計画の議論にも関係する、穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の使用状況及び影響に関するケーススタディに取り組んでいることが強調された。

第 40 回 CAC（2017 年）から要請された、穀類中のカドミウム及び鉛の最大基準値をキノアに適用拡大するか、またはキノアに個別の最大基準値を設定するかを検討することに

については、本学会の第 14 回会合（2021 年）において 3 年間のデータ収集期間において検討することに合意していたことから、次回の第 17 回会合（2024 年）において FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）事務局が解析した新たなデータに基づいて検討を行うことが紹介された。

本件に加えて、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）から提案された魚貝類中の無機ヒ素の最大基準値の設定及び北米・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）から提案されたスコポレチンのリスク評価に関して、議題 16 において議論することに合意した。

CCEXEC で検討されている「コーデックスの将来」に関連して、オーストラリアから、物理的な本会合を開催する場合には、合意形成の促進や時差の異なる国々の平等性などの観点から、バーチャルではなく対面での報告書採択を求める意見が提出された。

議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

FAO 及び WHO の JECFA 事務局からそれぞれ、以下の活動や作業報告が行われた。

- 前回 CCCF 会合以降の JECFA 会合及び今年の会合予定
- ダイオキシン及びダイオキシン様物質に関する WHO の専門家会合における毒性等価係数（TEF）の再評価（報告書はピアレビューペーパーとして 2023 年上期に公表予定）
- 科学的助言の依頼への対応
- 世界的な食品消費量データベースと、各国がリスクアナリシスの目的でデータを作成し利用する国の支援のための継続的な活動
- FAO が発行する「食品安全の未来像」
- 食品安全と食品援助
- 二枚貝監視のための FAO の作業
- 有害藻類ブルーム（HAB）発生に関する早期警告システム
- マイクロプラスチック
- 魚食のリスク・ベネフィット解析（2023 年 10 月に専門家会合開催）
- 海藻類と食品安全
- FAO 戦略枠組み（2022－2031）における食品安全の戦略的優先度
- 飲料水中のマイクロプラスチック
- WHO 食品安全世界戦略
- 食品由来疾病の負荷推計

議題 4. その他の国際機関からの関心事項

コーデックス事務局から、作業文書に記載の FAO/IAEA（国際原子力機関）の食料・農業における原子力技術共同事業部の活動の紹介に加えて、IAEA が FAO、WHO の協力の下で作成した情報文書に関するコメント募集の回付文書（CL 2023/17-CF）に関して、加盟国（地域）及びオブザーバーに対してコメント提出の要請が行われた（コメント提出期限 2023 年 6 月 30 日）。

議題 5. 特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4 及びステップ 7）

（経緯）

第 13 回 CCCF（2019 年）において、鉛の最大基準値（ML）が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定する新規作業を第 42 回 CAC において承認。

直接消費用乳幼児用調理済み食品の ML 原案については、前回部会で、栄養学的に重要であるが鉛濃度が高い食材（例えば根菜）も存在しており、そのような食材を使用した品目には、ML の適用除外や別の ML を設定する必要がある可能性があるとの指摘があり、第 45 回 CAC でステップ 5 で予備採択され、ブラジルを議長国とする電子作業部会（EWG）において、引き続き検討が行われた。

EWG からは穀類を含む乳幼児用調理済み食品では、予備採択された ML 案（0.02 mg/kg）では違反率が 5%を超える可能性があることが報告された。EWG からは、予備採択された ML 案（0.02 mg/kg）を最終採択する案、又は予備採択された ML 案よりもわずかに高い代替案（0.03 mg/kg）を ML 案とする案、若しくは穀類を含む乳幼児用調理済み食品を ML の適用対象から除外した上で予備採択された ML 案（0.02 mg/kg）を採択する案の 3 案が部会に対して提案された。

また、前回部会で、精製糖及び白砂糖よりも鉛濃度が高い可能性があり、国際貿易上の高価値商品であるため精製糖及び白砂糖とは異なる ML が望ましいとされた、粗糖及びブラウンシュガーの ML 原案については、遠心分離されていない砂糖類を含めた上で、精製糖の ML（0.1 mg/kg）よりわずかに高い ML 原案として 0.15 mg/kg が EWG から部会に提案された。

	品目	ML (mg/kg)	適用部位	注釈/備考
案 1	直接消費用乳幼児用調理済み食品	0.02	製品全体	関連する個別食品規格は、CXS 73-1981 である。ML は乳児（12 か月以下）及び幼児（12 か月から 36 か月）を対象としたすべての直接消費用の調理済み食品に適用される。
案 2	直接消費用乳幼児用調理済み食品	0.03	製品全体	関連する個別食品規格は、CXS 73-1981 である。ML は乳児（12 か月以下）及び幼児（12 か月から 36 か月）を対象としたすべての直接消費用の調理済み食品に適用される。
案 3	直接消費用乳幼児用調理済み食品（穀類を含むものを除く）	0.02	製品全体	関連する個別食品規格は、CXS 73-1981 である。ML は乳児（12 か月以下）及び幼児（12 か月から 36 か月）を対象とした、穀類を含む製品を除く、すべての直接消費用の調理済み食品に適用される。

品目	ML (mg/kg)	適用部位	注釈/備考
ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖	0.15	製品全体	ML は、ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖に適用される。関連する食品規格は CXS 212-1999 である。（遠心分離されていない砂糖は、panela、

			mascavo を含む。)
--	--	--	---------------

(注釈) **panela, mascavo**: いずれもサトウキビの蔗汁から生産される非精製、非遠心分離の砂糖、地域によって呼称が異なる。

(結果)

本会合前週に開催されたバーチャル作業部会 (VWG) において EWG の勧告事項についての実質的な議論が行われ、VWG の議論の結果について EWG 議長国のブラジルから紹介が行われた。

○ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖

VWG においては、これらの品目の精製度は精製糖よりも低いことから ML 原案の 0.15 mg/kg が既に第 45 回 CAC で採択済みの精製糖の ML (0.1 mg/kg) とも整合し、違反率も 5%未満の 1.6%であることから、原案について幅広い支持があり、本会合においてもこれに合意した。

○直接消費乳幼児用調理済み食品

VWG において、米国から、本 ML の適用対象は、単一原料の食品が対象なのか、複数原料の食品が対象なのかについての確認があり、EWG 議長のブラジルから本 ML の導出に用いたデータセットは単一原料の食品と複数原料の食品の両方を含むこと (すなわち両方に適用されること)、ほとんどの試料は複数原料の食品であったとの情報が提供された。

VWG において、EU、日本、シンガポール、米国は、すべての直接消費乳幼児用調理済み食品に、0.02 mg/kg の ML 案を採用することを支持した。その理由として、①違反率が 5%をわずかに超えているものの乳幼児の健康保護の必要性から正当性があること、②ドライタイプの製品が主である乳幼児用穀類加工品の ML として 0.02 mg/kg を第 45 回 CAC で採択済みであり、ウェットタイプが主である調理済み食品については 0.02 mg/kg と同じか、それ以下の ML を設定すべきであること、③原料の管理等により低い ML が達成可能であること等が挙げられた。

一方で、ブラジルは 0.02 mg/kg の ML の検査に必要な分析法の性能規準は 0.008 mg/kg となり分析コストがかかること、0.04 mg/kg の ML 案でも当該製品の鉛の平均濃度はほとんど変わらないことから、0.04 mg/kg のようなより高い ML を支持することを表明し、インドネシアもこの主張を支持し、0.05 mg/kg を提案した。

VWG においてはより高い ML に対する支持は広がらず、本会合には 0.02 mg/kg の ML 案が提示され、本会合においても 0.03 mg/kg を支持する意見が一部にあったものの限定的であり、多くの国から支持のあった 0.02 mg/kg の ML 案に合意した。

(結論)

ソフトブラウンシュガー等の ML 原案をステップ 5/8 で、直接消費乳幼児用食品の ML 案をステップ 8 で第 46 回 CAC に最終採択をはかることに合意した。

なお、ブラジルを議長国とする EWG を再設置し、料理用ハーブ及びスパイス中の鉛の ML 原案について次回会合で議論するための作業を継続することを確認した。

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位	注釈/備考
ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖	0.15	製品全体	この ML は、ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖に適用される。関連する個別食品規格は、CXS 212-1999 である。
直接消費用乳幼児用調理済み食品	0.02	製品全体	関連する個別食品規格は、CXS 73-1981 である。ML は乳児（12 か月以下）及び幼児（12 か月から 36 か月）を対象としたすべての直接消費用調理済み食品に適用される。

議題 6. キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (ステップ 7)

(経緯)

第 13 回 CCCF（2019 年）で新規作業に合意し、第 42 回 CAC で承認。前回会合では、実施規範原案をステップ 5 に進めることに合意し、第 45 回 CAC で予備採択された。ナイジェリアを議長、ガーナを共同議長とする EWG を再設置し、本会合での最終化に向けて実施規範案の改訂作業が行われた。EWG からは実施規範について第 46 回 CAC での最終採択に進めることが提案された。

(議論)

EWG 議長国が、事前に提出された修正意見を取り入れた実施規範案を議場配布文書 (CRD) 35 として配布し、パラグラフごとに確認し、さらなる修正が行われた。

(結論)

修正した実施規範案を第 46 回 CAC にステップ 8 で最終採択をはかることに合意した。

議題 7. 特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンのための サンプリングプラン（ステップ 4）

(経緯)

前回会合で特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンの ML 原案に合意した。この ML 原案が第 45 回 CAC においてステップ 5/8 で最終採択された。（詳細は議題 2 参照）

前回会合では、サンプリングプランの合意には至らず、引き続きブラジルを議長国とする EWG において、デオキシニバレノール (DON)、フモニシンのサンプリングプランとの整合の観点からトウモロコシ穀粒及び加工品、乳幼児用穀類加工品中のアフラトキシンのサンプリングプランの検討を行うとともに、分析法の性能規準の検討を行うためにアフラトキシンの 4 分子種 (AFB₁、AFB₂、AFG₁、AFG₂) の比率に関する情報、コメや穀類のサンプリング法や分析法に関する情報を回付文書を通じて収集することとなった。

我が国からも、輸入時に違反となったトウモロコシ穀粒の総アフラトキシンの分子種の比率や分析法に関する情報提供を行った。

こうした各国からの情報提供を踏まえ、今次会合では、ブラジルを議長国とする EWG から、以下のサンプリングプラン及び分析法の性能規準が提案された。

- 加工向けトウモロコシ穀粒の試験室試料の重量を 5 kg、分析試料の重量を 25 g とし、ソルガム、玄米、精米についても同様とすること。
- トウモロコシの粉、セモリナ、フレーク及び乳幼児用穀類加工品については、DON、フモニシン類のサンプリングプランと同様（試験室試料の重量 1 kg）とすること。
- 分析法の性能規準は、分子種の存在比が $AFB_1:AFB_2+AFG_1+AFG_2=50:50$ であるとの仮定の下で、分析・サンプリング法部会（CCMAS）が策定した「分析対象成分が複数存在し総量を求める分析法に関するクライテリアアプローチについてのガイダンス」の考え方に基づく分析法の性能規準を各対象品目ごとに設定すること。

（議論）

本会合の会期直前に開催された EWG 議長国のブラジルを議長とする物理的作業部会（PWG）において実質的な議論が行われ、その結果がブラジルから紹介され、議論が行われた。

○トウモロコシの粉、セモリナ、フレーク及び乳幼児用穀類加工品のサンプリングプラン
PWG においては DON、フモニシン類のサンプリングプランと整合させるとの EWG の提案について幅広い支持があり、本会合においても合意された。

○加工向けトウモロコシ穀粒、ソルガム、玄米、精米のサンプリングプラン

PWG において、試験室試料の重量については、EU がより大きな重量を提案したいが、それでは途上国にとっては負担となるとして、妥協的な案として「5 kg」を「5 kg 以上」とすることを提案し我が国もこれを支持した。エルサルバドルが、5 kg でも負担であり 1 kg が適当であると主張したものの、5 kg 以上とすることに幅広い支持があり、本会合においても合意された。

○総アフラトキシンの分析法の性能規準

PWG において、アフラトキシンの分子種の比率を $AFB_1:AFB_2+AFG_1+AFG_2=50:50$ と仮定して性能規準を検討することが議論された。

EU は、4 分子種は同じ分析法、原理で分析され、いずれの分子種も同じ定量下限が達成可能であるとして、 AFB_1 の定量下限をより下げることができること、CCMAS が策定した「分析対象成分が複数存在し総量を求める分析法に関するクライテリアアプローチについてのガイダンス」では固定の比率を持たない場合のアプローチも紹介していること、コーデックスの手続きマニュアルにおいても分析対象成分が複数存在し総量を求める分析法に対しては、分析対象成分が一つの場合の分析法に関する規準を当てはめることは適当ではない場合があり、ケースバイケースで検討されるべきであることがうたわれていることから、仮定の比率に基づいて個々の分子種の性能規準を設定することに懸念を示した。

これに対して我が国は、EWG から提案された $AFB_1:AFB_2+AFG_1+AFG_2=50:50$ と仮定して性能規準を検討することについて支持すること、ただし、この場合であっても、 AFB_2 、 AFG_1 、 AFG_2 の各分子種に要求される性能規準が達成できない場合も考えられるため、必要とされる性能規準で妥当性が確認できない場合においては、実行可能性を考慮し、それらの分子種の定量下限を AFB_1 の水準とすることを許容してはどうかと提案した。我が国

の提案を受けて、性能規準の表に注釈を付した上で、CCMAS に評価を依頼することとされた。これらについて、本会合でも議論され、基本的に合意するとともに、我が国の提案を受けた注釈について、より適切な表現に改められた。

(結論)

サンプリングプラン及び性能規準に関して、第 42 回 CCMAS に承認を求めること、第 46 回 CAC にステップ 5/8 で最終採択し、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) への収載をはかることに合意した。

議題 8. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシンの防止低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、3 年後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF (2021 年) で、インドを議長国とする EWG を再設置し、新たに収集した実態調査データに基づいて ML 原案を含む討議文書の策定に合意した。前回会合では、議論が平行線のままで ML 原案の合意には至らず、ステップ 2/3 に戻して、インドを議長、セネガルを共同議長とする EWG において、新たな直接消費用 (RTE) の落花生の ML 原案及び加工向け落花生のサンプリングプランと同様の原理に基づく直接消費用落花生のサンプリングプラン案を作成することとなった。

EWG の議長国のインドからは、地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム (GEMS/Food) の管理者から直接消費用落花生のデータとして 250 点のみが提供され、かつ、インドが提出した約 8,800 件のデータがインドによる報告単位に間違いがあった結果として管理者により外れ値とみなされ削除されていたこと、ほかの地域の約 100 点のデータも検出限界 (LOD) が高いことを理由に管理者により削除されていたことが判明したため、本部会に向けてのデータの解析ができなかったことが報告された。その上で、加盟国が 2019 年以降の直接消費用落花生中の総アフラトキシンのデータを提出することや上記の削除されたデータを再提出等した上で、来年の第 17 回 CCCF に向けて EWG が討議文書を作成することが提案された。

(議論)

EWG 議長のインドからは、限られたデータのみが利用可能で、前回会合や前々回会合で要請されたデータ解析を本会合に向けて行う十分な時間がなかったことが説明された。また、GEMS/Food の管理者から、EWG の作業を支援するために実施した作業についての情報提供があり、GEMS/Food 上には、440 の地域名称 (local name) が付いた落花生製品中のアフラトキシンの 2012 年以降のデータが約 86,000 点あること、このうち 250 の地域名称に対応する約 11,500 点の総アフラトキシンのデータが RTE 落花生に対応するものとして、ML 作成作業に使用できる見込みであり、EWG の評価待ちの状況にあること、すべてのデータは国、地域のデータとともに、EWG に提供されたことが説明された。

EWG から提案された作業の継続については幅広い支持が得られたが、EWG で検討対象とすべき実態データを明確にするために、ML の策定作業の前に RTE の正確な定義を検討

することが提案された。我が国からも、RTE 落花生の輸入国として、RTE 落花生の定義が明確になった際には最新のデータをあらためて提出すること、生産地域によるアフラトキシン汚染の差異についても EWG で検討するため原産国の情報を提供することなどを申し出た。

これらの議論を受けて、ML の策定作業を 2 年間かけて 2 段階で実施することが提案され、最初に RTE 落花生の定義を検討し、次に合意した定義に従って RTE 落花生の ML 策定作業を進めることとなった。RTE の定義については、落花生以外の品目（木の実類、乾燥いちじく）の総アフラトキシンの ML で採用されている定義※が GSCTFF にあることに留意し、それらと異なる定義を採用する場合には明確な根拠や正当性を示すこととなった。

（※注釈）GSCTFF に記載の木の実類や乾燥いちじくの総アフラトキシンの ML における RTE の定義は次のとおり。「“ready to eat”とは、食品の原料としての使用、その他の加工又はヒトの消費用に提供される前に、アフラトキシンの濃度低減が証明されている追加の加工や処理を行うことが意図されていないものをいう。」

また、部会は、前回会合での合意事項に従い、提出されたデータセットの取扱いやデータ解析の詳細について EWG 内で検討し、討議文書に明確に記載すること、GEMS/Food 管理者から EWG における RTE 落花生に該当するデータの特定や分離についての支援の申し出があることを確認した。

（結論）

議論の結果、部会は以下について合意した。

- (i) インドを議長とする EWG を再設置し、以下により今後の 2 年間で RTE 落花生中の総アフラトキシンの ML 及び関連するサンプリングプランの作業を行うこと。
 - 総アフラトキシンの ML の対象とする RTE 落花生の明確な定義についての提案及び GEMS/Food 管理者およびデータ解析のガイダンスに関する EWG との連携協力の下で実態調査データの分類を第 17 回 CCCF での検討のために用意すること。
 - 第 17 回 CCCF での RTE 落花生の定義の討議、合意を受けて、第 18 回 CCCF での検討に向けて EWG が ML 及びサンプリングプランの原案を提案すること。
- (ii) EWG は第 15 回 CCCF（2022 年）でのデータ解析の手法等の明示について合意事項を受けて、少なくとも EWG 内で 2 回のコメント提出の機会を確保すること。
- (iii) CCEXEC に対して、本部会の決定事項を通知し、作業の終了時期を 2025 年に延長することを要請すること。

議題 9 ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A の最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）

（経緯）

第 12 回 CCCF（2018 年）にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 78-2017）を実行し、3 年後に新たな収集、提出された実態調査データに基づいて議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF（2021 年）で、インドを議長国とする EWG を再設置し、新たに収集した実態調査データに基づいて ML 原案を含む討議文書の策定に合意。前回会合では ML 原案の合意に至らず、ML 及びサンプリングプランをステップ 2/3

に戻し、インドを議長とする EWG において、前回会合でのコメント等を考慮して慎重にデータの解析を行い、新しい原案を作成することとなった。サンプリングプランについては、回付文書を作成して、サンプリングプランに関する情報の収集を行うこととなった。

EWG からは、新たに、乾燥トウガラシ、ナツメグの総アフラトキシン及びオクラトキシン A の ML 原案については、いずれも 20 µg/kg とすること、ショウガ、コショウ及びターメリックについては、総アフラトキシン及びオクラトキシン A の検出率が低いことなどを理由に ML を設定しないことが提案された。

また、サンプリングプランについては、スパイス類がホールや粉など様々な形状で貿易されていることを考慮し、集合サンプルの重量を、粒径が大きいものは 20 kg、粒径が小さいものは 10 kg、粉状のものは 2 kg とすることなどが提案された。

(議論)

EWG の議長のインドから、EWG からの提案とともに、本部会では ML の検討に焦点を当てること、総アフラトキシンの ML にはパプリカが含まれないが、オクラトキシン A の ML にはパプリカを含めることが提案された。

CCCF の議長から、多くのアフリカの加盟国から CRD を通じて、データ提出の機会を確保するために ML 策定作業の延期が提案されていることが紹介された。一方で、本作業はスパイス類のかび毒の防止及び低減のための実施規範 (CXC 78-2017) の実行を待つために既に期限が延長されており、その作業期限は 2024 年であることから、EWG における ML の議論を継続し、GEMS/Food に十分なデータが提出された 3-5 年以内に ML のレビューの可能性を残しておくことが提案された。これに対して EWG 議長は、本作業の対象となっているかび毒やスパイス類についてのデータがあることが明確にならない限り、作業延長の提案には合意することはできないと説明し、議論を継続することになった。

○乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグのオクラトキシン A の ML

EWG の提案である 20 µg/kg については幅広い支持が得られた。一方で、乾燥トウガラシでは ML を 20 µg/kg とした場合の違反率が 20%を超える可能性があることから、より高い ML である 30 µg/kg とする提案や、より高い水準の消費者の健康保護を確保する観点からナツメグについてはより低い 15 µg/kg の ML とする提案があった。

同一の植物種である乾燥トウガラシとパプリカをどのように定義し、区別するのかについて議論が行われた。植物名 (学名) によって定義し、トウガラシ、チリパウダー、カイエン、パプリカを含むとするのか、スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) が作成し第 45 回 CAC で採択された「乾燥・脱水された唐辛子及びパプリカの規格」の定義に合わせるか、が議論された。CCSCH のホスト国であり本作業の EWG の議長国でもあるインドは、トウガラシとパプリカは同一の植物種から製造されるが、辛さ (カプサイシン量) という化学的な特性により区別されてトウガラシ、パプリカとそれぞれ表示されて貿易されているとの説明が行われた。これを受けて部会では、CCSCH がとったアプローチと整合をとり、GSCTFF においてそれぞれの品目を定義することに合意した。

○ショウガ、コショウ、ターメリックのオクラトキシン A の ML

現時点で利用可能な実態データからこれらのスパイス類には深刻な汚染がないことが示

されており、EWG から提案があったようにこれらのスパイス類にはオクラトキシンの ML を設定しないことに幅広い支持が得られた。一方で、世界各国で異なる ML が設定されていることからコーデックスにおける ML 策定作業を継続すべきという提案、これらのスパイスにも乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグと同様に 20 µg/kg の ML を設定すべきとの提案もあった。

○乾燥トウガラシ及びナツメグの総アフラトキシンの ML

EWG からの提案である 20 µg/kg の ML 設定に対して、幅広い支持が得られた。一方で、EU は、アフラトキシンの遺伝毒性発がん物質であることから消費者の健康保護の観点から可能な限り低い ML とすべきであり、優良規範の適用により、より低濃度とすることが可能であるとの見解から、EWG から提案された ML 原案に対する懸念が表明された。

EWG 議長は、スパイス類の消費量は穀類のような主食と比較して大幅に小さく、消費者の健康保護の観点からスパイス類の ML をより低くしたとしても健康保護への影響は小さいことが知られているとの説明が行われた。また、EWG においては異なる ML を採用した場合のばく露への影響評価が行われていないものの、世界中で異なる ML が設定されていることからコーデックスが国際的にハーモナイズされた ML を設定することが重要であるとの見解が示された。

JECFA 事務局からも、ML の影響評価を行うことは可能であるが、スパイス類については異なる ML 間における消費者への健康への影響の違いが無視できることが容易に想定されるとの見解が示された。

○ショウガ、パプリカ、コショウ及びターメリックの総アフラトキシンの ML

EWG から提案があったように、ML を設定しないことに幅広い支持があった。

○サンプリングプラン

サンプリングプランについてはさらなる検討が必要であり、EWG において作業を継続し、第 17 回 CCCF に提示することが合意された。EU からは、サンプリングプランが EU のサンプリングプランを出発点として検討されていることから、粒子径などの根拠を明確にする情報を提供するとの申し出があった。

(結論)

CCCF は以下について合意した。

- (i) 20 µg/kg の乾燥トウガラシ、ナツメグの総アフラトキシンの ML、20 µg/kg の乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグのオクラトキシン A の ML をステップ 5/8 で第 46 回 CAC に最終採択を求めること。EU、ノルウェー、スイスが総アフラトキシンの ML に留保。

総アフラトキシン

品目	ML (µg/kg)	ML の適用部位	注釈
乾燥トウガラシ、ナツメグ	20	原形のままのもの/粉碎したもの/破碎したもの/	この ML はスパイス(乾燥させた又は乾燥したもの)に適

		挽いたもの	用する。
--	--	-------	------

オクラトキシン A

品目	ML (µg/kg)	ML の適用部位	注釈
乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグ	20	原形のままのもの/粉碎したもの/破砕したもの/挽いたもの	この ML はスパイス (乾燥させた又は乾燥したもの) に適用する。

- (ii) 十分なデータが GEMS/Food に提出された場合には 3 年以内に ML のレビューを実施できること。
- (iii) パプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリックの総アフラトキシンの ML 及びショウガ、コショウ、ターメリックのオクラトキシン A の ML については作業を中止し、CCEXEC 及び第 46 回 CAC に報告すること。
- (iv) インドを議長国とする EWG を再設置し、本部会に向けて提出されたすべての書面コメントを考慮しサンプリングプランを策定し、第 17 回 CCCF で検討すること。

議題 10. シガテラ中毒の防止又は低減に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、FAO/WHO 専門家会合の成果について議論し、米国を議長、EU を共同議長とする EWG を設置し、FAO/IAEA/IOC-UNESCO の取組を踏まえ、シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範又はガイドラインの作成に関する討議文書を作成することに合意した。我が国からもシガテラ中毒の防止のための取組について EWG に情報提供を行った。

EWG からは以下の 4 点が提案された。

- i. 実践規範の策定に関する新規作業を提案すべきか、または次回第 17 回会合での検討のために EWG が討議文書を改訂すべきかについて検討すること。実施規範に関する新規作業に合意が得られた場合は以下の点を検討すること。
- ii. 附属書 I の新規作業のプロジェクトドキュメントを確認すること。
- iii. 附属書 II に提案された実施規範のアウトラインを確認すること。
- iv. EWG を設置し、第 17 回会合での検討のため附属書 II のアウトラインに基づき、シガテラ中毒の予防及び低減のための実施規範原案を作成すること。

(議論)

EWG 議長国の米国から EWG の提案について紹介があり、依然として重要な課題や知識ギャップがあるものの、アウトラインに記載されたいくつかの事項を実施規範に盛り込むことが可能との説明があった。

部会では、シガテラ中毒は公衆衛生上の重大な関心事項であり、いくつかの知識ギャップや課題があるものの、実施規範の策定作業を開始することについては幅広く支持された。EWG の共同議長でもある EU から、知識ギャップや課題については、今後、数年をかけて実施規範の策定を進める中で対処することが可能であり、過去にコメ中のヒ素の汚染防止のための実施規範の策定の際にとられたアプローチのように、将来的により多くの情報が得られた段階で更新することができるとの発言があった。

一方で、チリから多くの知識ギャップがある中で実施規範の策定作業を開始することの適切性について疑問が呈され、知識ギャップを考慮すると実施規範よりもガイドラインのほうが適切ではないかとの意見がなされた。

これに対して、EWG 議長の米国から、実施規範を選好するとして幅広い支持があるものの、一般的により大局的な原則のみを記載し、あまり規範的ではないガイドラインとすることも考慮され得ることが説明された。ただし、実施規範とガイドラインの違いについては、さらなる明確化が必要とされた。

これを受けて、コーデックス事務局から補足説明があり、コーデックスの手続きマニュアル上では、コーデックス文書の一つとして実施規範が規定されているものの、その定義や内容、ガイドラインの定義や内容、実施規範とガイドラインの違いには言及がないことが紹介された。しかしながら、実施規範は食品中の特定の危害要因による汚染を防止又は低減するためにより実践的な対策を提供するために策定されるものであり、ガイドラインは特定の問題に対処するためにより大局的な原則やアプローチ/枠組みを提供するためのものであることが一般的になっていると説明した。加えて、従来、CCCF においては実施規範を策定するアプローチがとられているとした上で、プロジェクトドキュメントにおいては実施規範とガイドラインを併記し、EWG でのさらなる議論の余地を残しておくことを提案した。

このコーデックス事務局の説明を受けて、EWG の議長国を含め、CCCF は今後の議論を考慮して実施規範又はガイドラインを策定するために柔軟に対応することで合意した。

また、我が国等からの意見を受けて、実施規範/ガイドラインの円滑な議論と策定を確実にするため、有効性の確認に使用される分析法のデータを含め、推奨される対策の有効性と実行可能性に関する情報を収集することが重要であることを確認した。

FAO 及び WHO から、シガテラ中毒の防止に資する活動について、それぞれ報告があり、それらの情報を実施規範/ガイドラインの策定作業に利用でき得ることが言及された。

(結論)

CCCF は、以下について合意した

- (i) シガテラ中毒の防止又は低減に関する実施規範/ガイドラインに係る新規作業を開始すること。
- (ii) 第 46 回 CAC にプロジェクトドキュメントの承認を求めること。
- (iii) 米国を議長、フランス、スペイン及びパナマを共同議長とする EWG を設置し、第 17 回 CCCF での検討に向けて実施規範/ガイドラインの原案を作成すること。

議題 11. ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書

(経緯)

第 14 回 CCCF (2021 年) で EU を議長とする EWG を設置し、CCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成することが合意されたが、前回会合までに EWG が開催されず、討議文書が作成されなかった。前回会合では、EU を議長とする EWG を再設置し、CCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成することになった。

本会合までに EWG が開催されなかったが、会期直前に EU から討議文書が提出された。

(議論)

CCCCF の議長から、討議文書の回付が遅すぎたことから、今後の作業をどう進めるかに限定して議論を行うことが要請され、回付文書により討議文書へのコメントを募集し、第 17 回 CCCC に向けて討議文書の改訂を行うことが提案され、部会はこの提案に同意した。

(結論)

CCCCF は以下の事項について合意した。

- (i) コーデックス事務局が回付文書を作成し、討議文書に記載された勧告に対するコメントを募集すること。
- (ii) EU を議長国とする EWG を再設置し、回付文書に提出されたコメントを受けて、第 17 回 CCCC での議論に向けて改訂した討議文書を用意すること。

議題 12. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス

(経緯)

第 12 回 CCCC (2018 年) において、汚染物質の ML の提案を行う EWG が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG (議長: EU、共同議長: 米国、オランダ、日本) を設置した。第 14 回 CCCC (2021 年) において、ML 策定作業における本ガイダンスの重要性を確認し、EWG を再設置して今次会合での完成に向けて作業を行うことに合意したものの、EWG が開催されず、第 15 回 CCCC (2022 年) の本会合の会期直前に、EU が議長を務めるバーチャルサイドイベントが開催され、日本をはじめとする共同議長からのインプットに基づき、ガイダンスの構造、盛り込むべきトピック及び今後の作業の方向性が議論された。

その結果、EU が議長を務め、日本、オランダ、米国が共同議長を務める EWG を再設置し、EWG に 3 つの分科会を作成し、ガイダンス案を作成することとなった。

パート 1: データの収集、GEMS/Food への提出及び抽出に関する事項、パート 2: データの選定、選別及び概要に関する事項、パート 3: データの統計解析に関する事項の 3 つの分科会を設置して、共同議長がそれぞれの分科会の議長を務めること、分科会ごとに 2022 年 9 月～11 月の間に VWG を開催して、議論を行うこと等に合意した。

議長、共同議長で協議した結果、パート 1 を米国、パート 2 をオランダ、パート 3 を日本 (農水省・漆山、厚労省・山田友紀子博士の共同議長) が務めることになり、2022 年 10 月に各パートごとの VWG が開催され、共同議長において EWG メンバーからのコメント、情報を参考にしつつ、パートごとの原案を作成し、議長国である EU に提出した。

その後、EU が 3 つのパートの統合及び前文の作成などを行った上で、EWG で全体の議論を行うこととなっていたものの文書が回付されず、会期直前に討議文書が提出された。討議文書の回付が大幅に遅れたことを受けて、今次会合においてはガイダンス本文の議論は行わないこととされ、本会合前週に開催された VWG 及び会期直前に開催された PWG においては、今後の作業の進め方を中心に議論された。VWG 及び PWG での議論を受けて、本会合では以下の 11 の提案について検討が行われた。

- (i) VWG 及び PWG において議論された GEMS/Food のデータベースのテンプレートの

修正案に合意すること。

- (ii) パート 1 のセクションに関する今後 1 年の作業計画案に合意すること。
- (iii) パート 2 及びパート 3 のセクションで取り上げるべきトピックについて合意すること。
- (iv) パート 2 及びパート 3 のセクションに関する今後 1 年の作業計画案に合意すること。
- (v) 第 17 回 CCCF での検討と合意のためのパート 2 及びパート 3 のセクションのトピックリストを作成し、第 17 回 CCCF 以降にさらに検討を行うことに合意すること。
- (vi) 次の事項の結論に合意すること。
 - ML 策定におけるパーセンタイル値計算のためのデータセットの最小サンプル数。
 - ML 策定において統合したデータセットと個別データセットのいずれを使用すべきか。
 - 仮想 ML による影響評価に経口暴露の低減率を計算することをガイダンスに含めるかどうか。
- (vii) GEMS/Food データベースへのデータ提出及びデータベースからのデータ抽出に関する追加の研修資料及び機会を開発することを WHO に推奨し、コーデックス加盟国にそのために必要な資金提供を要請すること。
- (viii) データコールを行うための、より構造化されたプロセスについて合意すること。
- (ix) 新規作業の決定前に、データの入手可能性と質を考慮することに合意すること。
- (x) 第 17 回 CCCF の前に、ガイダンス文書を議論するための会期前作業部会の開催を推奨すること。
- (xi) EU を議長とし、日本、オランダ、米国を共同議長とする EWG を再設置し、ML 設定のためのデータ解析と改善されたデータ収集に関する一般ガイダンス作成に関する作業を継続すること。

(議論)

EWG 議長の EU から、VWG 及び PWG における議論の内容について CRD に基づいて紹介が行われた。VWG 及び PWG で議論された、EWG 議長から示された提案の多くについては本会合においても幅広い支持がえられたものの、いくつかの提案については本会合においてより詳細な議論が行われた。

提案(i)の GEMS/Food のテンプレートについては追加の確認や修正提案が行われた。

提案(vi)の事項のうち、「最小サンプル数」については第 17 回 CCCF 以降に引き続き議論されることから「暫定最小サンプル数」に修正すること、仮想 ML による影響評価に経口暴露の低減率の計算を行うかどうかについては、EWG 及び PWG ではガイダンスにオプションとして含めること、計算を行うかどうかは ML 策定の EWG の議長の裁量に委ねることに合意したものの、本会合において JECFA との役割分担についてあらためて疑問が呈され、「ML 検討時における経口暴露の低減率における部会の役割についてさらに検討すること」、との内容に修正することに合意した。

GEMS/Food のデータベースの変更については、変更後に提出されるデータにのみ適用となることが確認された他、GEMS/Food に新規に追加される事項については、データ提出の負担増加と追加事項による付加価値のバランスを考慮する必要があることがあらためて確認された。

我が国からは、ガイダンスに関してさらなる修正を加える前に、パート 2 及びパート 3

については回付文書により加盟国及びオブザーバーからのコメントを集めることを提案したものの、EWG 議長は作業計画の中で今次会合での提案(iii)を受けてパート 2 及びパート 3 を新しく作成する予定であり、EWG 内においてガイダンスのさらなる改訂や簡略化についてコメントを求める機会があることが説明された。

(結論)

CCCCF は、本会合での議論を反映して修正した提案(i)～(xi)に合意した。

議題 13. CCCC の今後の作業計画 (CCCC が今後作業を行う主要食品と汚染物質の組合せに関するレビュー)

(経緯)

前回会合では、ホスト国（オランダ）が各国から提出されたコメントをとりまとめた討議文書を用意することができなかったため、CCCCF が今後作業する主要食品と汚染物質の組合せに関するレビューについて、オランダが 2022 年内にバーチャルワークショップを開催し、今後の進め方を第 16 回 CCCC に提案することに合意した。

会期直前に PWG が開催され、今後の作業方針について議論された。

コーデックス、JECFA、ホスト国の事務局は、関心リストの作成を支持する意見があったものの、そのリストの作成・維持管理に関しては、加盟国間で多様な意見が存在することが報告された。本作業に係るパイロットスタディは終了し、継続するためには加盟国の関与が必要であるとして、5 つのオプションが提示された。

- オプション 1：同じ方法論を用い、EWG を通じてこの作業を継続する。
- オプション 2：異なる方法論に基づき、EWG を通じてこの作業を継続する。
- オプション 3：この作業を延期し、将来的に議論を再開する。なお、主要食品に関連する新規作業は CCCC の既存の手続きに従って提案することができる。
- オプション 4：この作業を中止する。CCCCF の既存の手続きに従って、主要食品に関する新規作業を提案することができる。
- オプション 5：上記で提示されていない別のオプション

(議論)

PWG において、ホスト国の議長の下で議論が行われ、EWG の設置を含めて、CCCCF が探査すべき主要食品と汚染物質の組合せの特定に関するアプローチをさらに発展させられることについて幅広い支持があったことが紹介された。しかしながら、EWG の議長を引き受ける国がない場合には、議論を延期し、3～5 年後に再検討することに特段の異議がなかったことも紹介された。また、議題 14 の作業の中で、主要食品はレビューのクライテリアの一つとなっており、既存の手続きに従って主要食品と汚染物質に関する新規作業提案が可能であることも確認された。

本会合において、EWG の議長国の募集があらためて行われたが、引き受ける国は現れなかった。

(結論)

CCCCF は以下について合意した。

- (i) CCCF における本議題の議論を延期すること。
- (ii) 3 年後に再検討すること。

議題 14. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

(経緯)

第 14 回 CCCF において合意したアプローチに従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格（ML、ガイドライン、実施規範（COP））について、改定（改訂）の優先度が高いものを同定するためのレビューを 3 年間試行することとなったものの。

※アプローチの内容

1. 既存の汚染物質に関する ML および COP のうち、以下 A および B に該当するものの追跡リストを作成する。
 - A) 策定または直近の改定（改訂）から 15 年以上及び 25 年以上が経過
 - B) 特定の時期に改訂することが、過去の CAC や CCCF で合意又は加盟国により提案
2. 追跡リストに掲載した ML および COP について、消費者の健康および貿易への影響の観点から作成した優先順位づけの規準（表）に該当する情報・データの入手状況を考慮して、改定（改訂）が必要なものを同定する。

表 追跡リストにおける優先順位づけの規準（下線：第 15 回 CCCF で追加を合意）

共通の規準	ML に関する追加の規準	COP に関する追加の規準
・策定及び前回レビューから 15 年又は 25 年が経過 ・再評価に関する勧告 ・新たな含有実態データ ・新たな経口摂取量データ ・新たな健康影響に関する指標値 ・主要食品 ・途上国のニーズへの関連 ・他の作業を考慮した効率性 ・新規作業のリード立候補国の存在	・個別食品規格の対象範囲の改訂 ・食品および飼料に関するコーデックス分類（CXA4-1989）の改訂 ・ML による国際貿易の阻害	・汚染防止・低減に関する新たな技術 ・既存の COP の対象範囲の拡大 ・類似の COP の改訂

前回会合では、①前述の追跡リストをもとに、改定（改訂）が必要な規格の最優先リストを作成すること、②規格の追跡リストを維持・更新すること、③最優先リストには優先順位付けの規準が明確なもののみ掲載し、規準への合致が確認できないものは最優先リストから削除すること、④回付文書を通じて最優先リスト、追跡リスト、優先順位付けの規準にコメントを求めること、⑤引き続きカナダを議長国とする作業部会を今次会合前に開催し、回付文書に対して提出された意見・情報をもとに議論し、今次会合に対して提案すること等に合意した。

我が国からは、回付文書に対して、優先順位付けの規準に合致する規格についての情報や優先順位付けの規準に追加すべき事項、全体の優先順位の考え方等に関して、コメントを提出した。

(議論)

本会合前週に開催された VWG において実質的な議論が行われ、日本が事前に提出したクライテリアの修正や追加等の提案はすべて反映された。VWG の議長国のカナダから、最優先リストは本部会が合意した規準に基づいて加盟国によるレビューの優先度が高い規格であること、パイロットスタディの 2 年目でありさらなる規準などの改良が可能であることなどが説明された。また、最優先リストに掲載された規格については、別途設置される EWG においてレビューの作業が進められることが説明された。

最優先リストに掲載された規格のうち、ブラジルは落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) のレビューに関する討議文書の作成、カナダが乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料の AFB1 汚染の低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビューに関する討議文書の作成について、それぞれ関心を示した。

(結論)

CCCCF は VWG において議論された勧告を次の通り承認した。

- (i) 追跡リストの A 及び B 及び最優先リストのエディトリアルな修正
- (ii) 優先順位付けの規準の修正及び追加

○修正された規準

- (a) 再評価の勧告における優先順位を勧告の実施主体により修正すること (CAC の勧告は優先度 1、CCCCF の勧告は優先度 2、加盟国からの提案は優先度 3) 【日本提案】
- (b) 新たな含有実態データに、汚染の懸念がある地域又は従来はデータが不足していた地域における重要な新規データが利用可能となる、を追加すること

○新規の規準

- (c) HBGV が設定できない：遺伝毒性発がん性から HBGV が設定されず、MOE から健康への懸念がある場合又は閾値の設定が支持されないことに正当性がある場合【日本提案】
- (d) 関連する汚染物質及び食品の組合せにおいて、ML の策定以降、少なくとも 3-5 年は実施規範が利用可能な状況にある場合【日本提案】
- (iii) 追跡リスト A 及び B 並びに最優先リストの年次更新
 - (a) VWG で合意した最優先リストに現時点で追加する規格はない
 - (b) 追跡リスト B の規格は作業部会の議長によって次の回付文書の前にレビューが行われる
 - (c) 最優先リストの規格はレビューの可能性に関して年次ごとにケースバイケースの評価を実施する。

また、本会合での議論等を受けて、第 17 回会合での検討に向けて次の事項に合意した。

- (a) ブラジルを議長とする EWG を設置し、落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) の改訂を支持する新たな措置に関する情報があるかどうかを探索するための討議文書を作成すること
- (b) カナダを議長国とする EWG を設置し、乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料の AFB1 汚染の低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) の改訂を支持する新たな措置に関する

情報があるかどうかを探索するための討議文書を作成すること

- (c) カナダを議長とする WG を再設置し、第 17 回 CCCF の前に回付文書に対するコメントを検討するための会合を開催し、第 17 回 CCCF での検討に向けて勧告すること

議題 15. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業

(経緯)

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した汚染物質、毒素に関して、前回会合では、トロパンアルカロイド類のフォローアップ作業については今次会合で議論することに合意した。

(議論)

本会合前週に開催された EU を議長とする VWG において実質的な議論が行われた。VWG では、麦角アルカロイド類、トリコテセン類 (T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシシルペノール)、トロパンアルカロイド類の 3 つのトピックについて議論が行われ、フォローアップ措置の検討のための討議文書作成に合意し、これらの作業をリードする加盟国を特定する必要があることを確認した。

いずれの汚染物質についても、将来的にさらなる作業の検討のためには実態データについてのデータコールが必要であるものの、討議文書においてデータコールにおけるデータ提出のための最低要件を定める必要があることに合意した。

また、今後開催が予定されている、魚食のリスクとベネフィットに関する専門家会合のフォローアップ作業について要請があったことについて、VWG の議長は議題 14 における魚類中のメチル水銀の ML のレビューの中で検討するか、議題 16 における JECFA の評価の優先リストの議論の中で、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB の評価要請の関連として検討することが可能であることを説明した。

フォローアップ措置の検討が必要な事項のうち、中国がトロパンアルカロイド類の討議文書の作成に関心を示した。

(結論)

CCCF は次の事項に合意した。

- (i) 中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、トロパンアルカロイド類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について第 17 回 CCCF で検討するための討議文書を用意すること。
- (ii) 第 17 回 CCCF において、麦角アルカロイド類及びトリコテセン類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性についての討議文書作成について再検討すること。
- (iii) 必要があれば、EU を議長とする会期中作業部会を第 17 回 CCCF で開催すること。

議題 16. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト

(経緯)

第 15 回 CCCF (2022 年) で作成した優先リストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、スコポレチンが収載されている。前回会合では、今次会合に向けて、EU からホモプシン類 (かび毒の一種) の関連情報を整理して提案が行われる予定となってい

た。

コーデックス事務局が回付文書を通じて候補を募集した結果、インドネシアからエチレンオキシド (EtO) 及び 2-クロロエタノール (2-CE) をリストに追加する提案が提出されている。

(議論)

本会合前週に開催された米国を議長とする VWG において、実質的な議論が行われた。

VWG においては、現行の優先リストの情報の更新が行われた他、米国からの提案によりタリウムが、シンガポールからの提案により PFAS (PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS) がリストに追加された。

本会合では、インドから新たな実態データの提出の用意があり前回評価から 10 年以上が経過していることを理由に、アクリルアミドを優先リストに追加することが提案された。しかし、JECFA 事務局からは、すでに 2005 年と 2011 年の 2 回の評価を行っており、遺伝毒性発がん性物質であることから HBGV が設定されていないが、そうした結論を変えるだけの新たなデータが利用可能ある見込みは少ないこと、CCCF では過去の評価を受けて ML ではなく実施規範を策定しており、JECFA の限られたリソースを活用して 3 回目の評価を実施するだけの正当な理由がないとの見解が示された。アクリルアミドの優先リストへの追加を支持する意見はなく、インドは CCCF での検討に向けて食品中のアクリルアミドに関する討議文書の作成に関心を示した。

キノア中のカドミウム及び鉛（議題 2 参照）については、第 14 回 CCCF や今次会合での議論を受けて、データコールを行うことで合意した。

インドネシアから提案があった EtO 及び 2-CE については、食品の汚染は、農薬としての使用、不純物として含む食品添加物の使用又は環境への放出に由来する可能性があり、各国の規制の枠組みの違いにより貿易問題となっている。EWG 議長は、EtO 及び 2-CE を汚染物質、農薬、食品添加物中の不純物としてみなすべきかどうか、また、どのように評価を進めるべきかについては疑問があるため、関連する部会との協議が有用であることを指摘した。

VWG においては、EtO 及び 2-CE がコーデックスにおける農薬の定義に合致するかどうか、合致しない場合にはこれらを汚染物質として評価するために JMPR と JECFA の間でリスク評価に関する調整が必要かどうかについて、残留農薬部会 (CCPR) に意見を求めるため、優先リストへの追加については第 17 回 CCCF まで先送りすることが提案された。また、これらの物質は特定の食品添加物に不純物として含まれる可能性があるため、次回会合における CCCF の決定を食品添加物部会 (CCFA) に報告することが提案された（次回 CCFA 会合の開催時期は、次回 CCCF 会合の後になることが予定されているため）。本会合においても、これらの VWG の決定に同意が得られた。

ベルギーから、第 14 回 CCCF において、食品中の鉛の汚染防止及び低減に関する実施規範 (CXC 56-2004) の改訂作業を行った際に、CCFA に対して、珪藻土及び活性炭の鉛の仕様書のレビューを行うこと、ベントナイトの鉛の仕様書の策定を支持する利用可能なデータを評価すること、を推奨したことについて言及があり、第 53 回 CCFA では第 54 回会合においてデータ入手の確認が得られない場合、データを提供するスポンサーが居らず、CCCF からのベントナイト、珪藻土、活性炭の仕様書に関する要求に CCFA としては応え

られないと CCCF に回答することになることが強調されたことが確認された。米国は、スポンサー外のデータの活用について質問し、その他のデータソースからのデータも利用可能であることが確認された。この点に関して、コーデックス事務局は、この評価要請は既存仕様書の改訂または新規仕様書の制定に関連するため CCFA の権限に属し、CCFA 内で処理されるべきであり、CCCF からのさらなるアクション（CCCF が JECFA に評価を依頼することなど）を求められないとした。ただし、CCCF 各国代表団は、CCFA に必要な情報を提供するため、CCFA 各国代表団とよく調整する必要があることが指摘された。

ブラジルから、CCNASWP の要請により優先リストに掲載されているスコポレチンの評価（議題 2 参照）について、CCNASWP が策定した発酵ノニジュースの地域規格は JECFA の評価が終了するまで最終採択されないのかとの質問があり、JECFA の評価がないままに規格が採択されるのは適切ではないとの見解を示した。これに対して JECFA 事務局は、CCNASWP 加盟国が JECFA の評価に必要なすべての毒性学的データを作成するのは不可能であったこと、スコポレチンの毒性学的なプロファイルはまだよく知られていないこと、スコポレチンはノニ製品の識別マーカーとして利用されていることに留意することに言及した。コーデックス事務局は、地域規格の採択は CAC に出席している地域加盟国の裁量に委ねられており、地域規格の採択に懸念があるのであれば地域部会のコーディネーターを通じて CCEXEC のクリティカルレビューで懸念を伝えるか、その地域規格の採択が行われる CAC で懸念を表明する必要があることを指摘した。また、GSCTFF を参照している個別食品規格は多くあるが、GSCTFF の適用範囲となる個別食品規格に対応した ML が GSCTFF に必ずしも含まれないことを指摘した。コーデックスの食品規格の品質要件には、汚染物質の項目において、GSCTFF に含まれていない ML について規定するため特別な規定を設けているもの（例えば、キャッサバの規格における青酸配糖体の ML）があり、発酵ノニジュースにおけるスコポレチンについてもスコポレチンの毒性の可能性に対する懸念に対応するため同様のただし書きが作られていることが言及された。

（結論）

部会は以下の事項に合意した。

- (i) タリウム、PFAS を追加するなどの修正した優先リストを承認すること。
- (ii) 第 17 回 CCCF での検討に向けて優先リストについての情報、コメントを要請すること。
- (iii) 米国を議長とする会期中作業部会を第 17 回 CCCF で再設置すること。
- (iv) インドを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、アクリルアミドのリスク管理措置の実行可能性について検討するための討議文書を最新の JECFA の評価も考慮して作成すること。
- (v) 優先リストにスコポレチンを維持し、加盟国に対して JECFA の評価を可能とするデータの作成、提供を要請すること。
- (vi) EtO 及び 2-CE の優先リストへの掲載を次回会合まで保留とし、CCPR に対してこれらの物質がコーデックスの農薬の定義に合致するかどうか、これら物質を汚染物質として評価する場合に JECFA と JMPR のリスク評価の調整が必要となるかどうかの明確化を要請すること、さらにこれら物質が食品添加物の不純物としても含まれる可能性があるため CCFA に対して検討結果を報告すること。

- (vii) JECFA 事務局に対して以下を要請すること。
 - (a) キノア及びキノア製品（乳幼児用製品を含む）中のカドミウム及び鉛に関するデータコール（過去 10 年以内のもの、原産国等の関連情報を含む）を行うこと。
 - (b) （上記のデータコールに関する）データ解析を行い、第 17 回 CCCF に向けて討議文書を用意すること。
- (viii) 食品添加物仕様書のレビュー及び作成を進めるため、第 54 回 CCFA でデータの利用可能性を確認できるよう、ベントナイト、珪藻土、活性炭のデータを提出するよう加盟国及びオブザーバーに推奨すること。

議題 17. その他の議題

（議論及び結論）

食品及び飼料安全における汚染物質に関する新たな問題についての先見性

会期直前に開催された標記のサイドイベントにおいて、食品安全上の新たな問題に関する話題提供が行われ、議題 3 における FAO 及び WHO の活動も考慮して、加盟国が議論すべき議題の可能性について検討が行われた。

FAO は、新たな問題に関する議題を設けるというアイデアを歓迎し、FAO が食品安全の未来像に関する先見性プログラムで実施した関連作業について報告する一方で、この議題を CCCF にとって重要となり得る新たな課題に関する情報や知識を加盟国及びオブザーバー間で交換する機会として利用することが重要である旨の発言があった。

CCCF は、開発/適用されている新食品又は技術、潜在的な関連する危害要因やリスク（例：食用昆虫、水耕栽培技術、従来の食品と比較して新食品で観察される特定の汚染パターン）など、先見性に関するサイドイベント中に議論したいくつかのトピックについてさらに議論を発展させる可能性があるとのコメントがあることを確認した。

議長は、本部会に問題を提起する方法として、加盟国及びオブザーバーのコメントを求める選択されたトピックスを記載した回付文書を発行し、その結果を検討するサイドイベントを本会合の会期直前に開催し議論できること指摘した。

これらを受けて CCCF は、汚染物質に関連する食品安全上の新たな課題について CCCF において検討するための独立した議題を置くことに合意した。

食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範

米国が、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に向けた討議文書を次回会合に向けて作成する用意があるとの意向を示し、CCCF はこれを承認した。

議題 18. 次回会合の日程及び開催地

次回の第 17 回 CCCF は約 1 年後に開催される見込みであり、最終的な日程についてはホスト国及びコーデックス事務局において決定される。

議題 19. 報告書の採択

（省略）

食品汚染物質部会（CCCCF）の作業の概要及び状況（暫定版）

責任者	目的	事項	ステップ
加盟国及び オブザーバー 第 84 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	特定の食品群中の鉛の最大基準値 （ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されて いない砂糖）	5/8
		特定の食品群中の鉛の最大基準値 （直接消費用乳幼児用調理食品）	8
JECFA EWG（ブラジル） 加盟国及び オブザーバー 第 17 回 CCCC	議論 コメント 検討	特定の食品群中の鉛の最大基準値 （料理用ハーブ及びスパイス）	2/3
EWG（ニュージー ランド、カナダ） 加盟国及び オブザーバー 第 17 回 CCCC	議論 コメント 検討	特定の魚種中のメチル水銀の最大基準値に関連す るサンプリングプラン	2/3
加盟国及び オブザーバー 第 42 回 CCMAS 第 84 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	コメント 承認 クリティカルレビュー 採択	特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの 最大基準値に関連するサンプリングプラン	5/8
JECFA EWG（インド） 加盟国及び オブザーバー 第 17 回 CCCC	議論 コメント 検討	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基 準値及び関連するサンプリングプラン	2/3
加盟国及び オブザーバー 第 84 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオク ラトキシシン A の最大基準値	5/8
		乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシ シンの最大基準値	5/8
		ショウガ、コショウ及びターメリック中のオクラ トキシシン A の最大基準値、ショウガ、コショウ 及びターメリック中の総アフラトキシシンの最大基 準値	中止
JECFA EWG（インド） 加盟国及び オブザーバー 第 84 回 CCEXEC 第 17 回 CCCC	議論 コメント 検討	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ中の総ア フラトキシシン及びオクラトキシシン A のサンプリ ングプラン	2/3
加盟国及び オブザーバー 第 84 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染 の防止及び低減に関する実施規範	8
第 46 回 CAC EWG（米国、フラ ンス、スペイン、 パナマ） 第 17 回 CCCC	承認 議論 検討	シガテラ中毒の防止のための実施規範又はガイド ライン	1/2/3

責任者	目的	事項	ステップ
EWG (EU) 第 17 回 CCCF	議論 検討	ピロリジジナルカロイドに関する討議文書	-
コーデックス /JECFA 第 17 回 CCCF	議論 検討	キノア中の鉛及びカドミウムに関する討議文書	-
EWG (EU、日 本、オランダ、米 国) 加盟国及びオブザ ーバー 第 17 回 CCCF	議論 検討	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善さ れたデータ収集に関する一般ガイダンス	-
WG (カナダ) 第 17 回 CCCF	議論 検討	改訂が必要な既存のコーデックス規格及び関連文 書に関するレビュー	-
EWG (ブラジル) 第 17 回 CCCF	議論 検討	落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に 関する実施規範 (CXC 55-2004) のレビューに関 する討議文書	-
EWG (カナダ) 第 17 回 CCCF	議論 検討	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料の AFB1 汚染 の低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビ ューに関する討議文書	-
米国 第 17 回 CCCF	議論 検討	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する 討議文書	-
EWG (中国、サウ ジアラビア) 第 17 回 CCCF	議論 検討	トロパンアルカロイド類に関する討議文書	
EWG (インド、サ ウジアラビア) 第 17 回 CCCF	議論 検討	食品中のアクリルアミドのリスク管理措置に関す る討議文書	-
コーデックス /JECFA/ホスト国 事務局 第 19 回 CCCF	議論 検討	CCCF が今後作業を行う主要食品と汚染物質の組 合せに関するレビュー	-
JECFA 加盟国及び オブザーバー WG (EU) 第 17 回 CCCF	評価 コメント 検討	JECFA の評価及び FAO/WHO の専門家会合の成 果を受けた作業に関するフォローアップ	-
JECFA 加盟国及び オブザーバー WG (米国) 第 17 回 CCCF	評価 コメント 討議 検討	JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒 の優先リスト	-
JECFA/JMPR 第 54 回 CCPR	討議 検討	エチレンオキシド及び 2-クロロエタノールに関す るリスク評価	-
コーデックス JECFA FAO WHO 第 17 回 CCCF	討議 検討	食品及び飼料安全における汚染物質に関する新た な問題	-

責任者	目的	事項	ステップ
第 54 回 CCFA	検討	ベントナイト、珪藻土、活性炭中の鉛及びカドミウムの実態データ	-

第16回Codex食品汚染物質部会について

(説明時間20分)

令和5年5月30日

農林水産省  厚生労働省

食品汚染物質部会（CCCCF）

● 委任事項：

- ✓ 食品、飼料中の汚染物質、自然毒の最大基準値の設定、改定
- ✓ 関連する実施規範の検討、策定
- ✓ 食品、飼料中の汚染物質、自然毒を特定するための分析法、サンプリング法の検討、策定
- ✓ FAO/WHO合同食品添加物専門家会合（JECFA）における汚染物質及び毒素のリスク評価のリストの作成

● ホスト国（議長国）：オランダ

● 最近の開催状況：

- ・ 第11回会合：2017年4月ブラジル・リオデジャネイロで開催
- ・ 第12回会合：2018年3月オランダ・ユトレヒトで開催
- ・ 第13回会合：2019年4月インドネシア・ジョグジャカルタで開催
- ・ 第14回会合：1年延期を経て2021年5月にバーチャル開催
- ・ 第15回会合：2022年5月バーチャル開催
- ・ 第16回会合：2023年4月オランダ・ユトレヒトで開催

第16回CCCF 議題一覧（1）

開催日：本会合 4月18日～21日（対面形式）、報告書採択 4月26日（バーチャル形式）
作業部会 4月11日、12日（バーチャル形式）、4月17日、18日（対面形式）

番号	議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO及びWHO（FAO/WHO食品添加物専門家会議を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ4、ステップ7）
6	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ7）
7	特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンのためのサンプリングプラン（ステップ4）
8	直接消費用（RTE）落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）
9	ナツメグ、乾燥トウガラシ・パプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシ及びオクラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）

3

第16回CCCF 議題一覧（2）

番号	議題
10	シガテラ中毒の防止又は低減に関する討議文書
11	ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書
12	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイドダンス
13	CCCFの今後の作業計画 ・CCCFが今後作業を行う主要食料と汚染物質の組合せに関するレビュー
14	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
15	JECFAによる評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ作業
16	JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト
17	その他の議題

日本は、ホスト国のオランダと共同で、GSCTFFに収載されている汚染物質及び毒素に関する議論について情報提供、利用するための作業文書（INF1）を每部会において作成

食品及び飼料中の汚染物質、毒素による 汚染防止及び低減に関する実施規範

【実施規範(Code of Practice, COP)とは】

- 食品の生産、調製、保管、製造、流通、消費等の過程を通じて、行政、関連事業者、消費者等がとるべき措置を定めたもの
- 加盟国の関連事業者等が実施規範を実行することで、食品中の濃度の低減や消費者の暴露量の低減が期待できる

議題 6 : キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ7）

【EWG議長】

ナイジェリア、ガーナ

【結論】

各国からのコメントを受けて修正した実施規範案を第46回総会にステップ8で最終採択をはかることに合意。

5

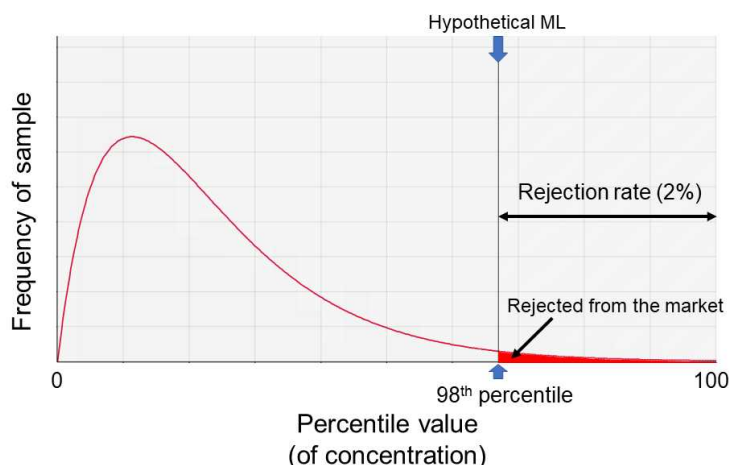
食品中の汚染物質、毒素の最大基準値

【最大基準値(Maximum Level, ML)とは】

- その品目中に含有することが法的に許容される、コーデックス委員会により推奨される汚染物質又は毒素の最大濃度

食品中の汚染物質の濃度は、“無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき”という考え方（ALARAの原則）に基づいて、各国から提出された最新の実態調査データを基礎として、消費者の健康保護を前提に、実行可能性を考慮したML案が設定される。

Relationship between a high percentile value, rejection rate and percentile of samples that exceed the proposed ML



Note: This is a case of the hypothetical ML is the same as the 98th percentile value

6

議題5：特定の食品中の鉛（ステップ4, ステップ7）

【EWG議長国】

ブラジル

【結論】

ソフトブラウンシュガー等のMLはステップ5/8で、直接消費用乳幼児用調理済み食品のMLはステップ8で第46回総会に最終採択をはかる。

品目	ML (mg/kg)	MLの 適用部位	注釈/備考
ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖	0.15	製品全体	このMLは、ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖に適用される。関連する個別食品規格は、CXS 212-1999である。
直接消費用乳幼児用調理済み食品	0.02	製品全体	関連する個別食品規格は、CXS 73-1981である。MLは乳児（12か月以下）及び幼児（12か月から36か月）を対象としたすべての直接消費用の調理済み食品に適用される。

7

食品中の汚染物質、毒素の最大基準値

議題9：ナツメグ、乾燥トウガラシ・パプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシンA（ステップ4）

【EWG議長国】

インド

【結論】

下表のMLをステップ5/8で第46回総会に最終採択をはかる。

総アフラトキシン

品目	ML (µg/kg)	MLの適用部位	注釈
乾燥トウガラシ、ナツメグ	20	原形のままのもの/粉碎したもの/破砕したもの/挽いたもの	このMLはスパイス（乾燥させたもの又は乾燥したもの）に適用する。

オクラトキシンA

品目	ML (µg/kg)	MLの適用部位	注釈
乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグ	20	原形のままのもの/粉碎したもの/破砕したもの/挽いたもの	このMLはスパイス（乾燥させたもの又は乾燥したもの）に適用する。

8

議題8：直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値（ステップ4）

【EWG議長国】

インド

【結論】

EWGを設置し、今後、2年で以下の議論を行う。

- 第17回会合では、MLの対象とする直接消費用（Ready-to-eat）落花生の定義を明確にし、どの実態調査データを使用するのかを決定する。
- 第17回会合での討議、合意を受けて、第18回会合においてML及びサンプリングプランの原案を検討する。

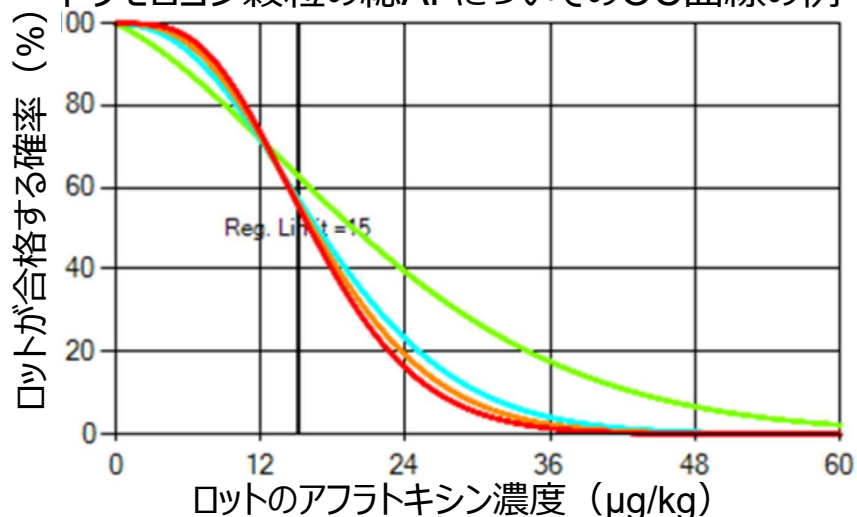
9

汚染物質の最大基準値に関連するサンプリングプラン

【サンプリングプラン（sampling plan）とは】

- 食品又は飼料中の最大基準値（ML）の適合性を判断する際にロットから抜き取るサンプルの大きさ（数・量）と合否判定基準の組合せ
- MLの合否判定に使用できる**分析法の性能規準**も含む
- サンプリングプランによって、ロットの合否の確率が変化する

トウモロコシ穀粒の総AFについてのOC曲線の例（MLを15 µg/kgとした場合）



	試験室試料の重量	分析用試料の重量
#1	1 kg	50 g
#2	5 kg	50 g
#3	10 kg	50 g
#4	30 kg	50 g

【分析法の性能規準（Performance Criteria）とは】

- 最大基準値の適合性を判断する際に必要とされる分析法の要件（検出下限、定量下限、室間相対標準偏差、回収率など）を定めたもの
 - 特定の分析法を指定しないことで、利用可能な器具、機材に応じて、性能規準に適合する分析法を自由に選択することができる
-
- 分析法の性能規準の設定については、Codexの手続きマニュアルに作業手順書、ガイドラインが規定されている。
（MLの水準/数値に応じた性能規準が設定される）
 - 手続きマニュアルのガイドラインは、分析対象が単一成分の分析法を想定しており、例えば総アフラトキシンのように、アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 、 G_2 の総量を求める分析法には適用できない。
 - 複数成分の総量を求める分析法の性能規準についてのCodexにおける統一的なルールは定められていないが、CCMASは検討に必要な事項をまとめた情報提供文書を作成し、公表。

11

複数成分の総量を求める分析法の性能規準

- CCMASの情報提供文書では、多くの方法があり、ケースバイケースで策定することが推奨される、ことを記載。
 - 以下の2つの事例を紹介（この2つが推奨されるわけではない）。
- ① 複数成分に対して均等に重みづけをする場合
- （例）総アフラトキシンのMLが10 $\mu\text{g}/\text{kg}$ の場合、4成分に対してそれぞれ2.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ のMLに相当する性能規準を割り当てる考え方
- ② 既知の自然存在比に応じて複数成分に重みづけする場合
- （例）総アフラトキシンのMLが10 $\mu\text{g}/\text{kg}$ であり、かつ、 AFB_1 、 B_2 、 G_1 、 G_2 の天然の存在比が7:1:1:1であると仮定した場合、それぞれの成分に7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、1 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、1 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、1 $\mu\text{g}/\text{kg}$ のMLに相当する性能規準を割り当てる考え方

⇒本部会では、総アフラトキシンの場合は4成分の構成比は一定ではないこと、毒性の最も強い AFB_1 の比率が最も多い場合がほとんどであることから、複数成分の性能規準をどのように設定するのが議論された

議題7：特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンのためのサンプリングプラン（ステップ4）

【EWG議長国】

ブラジル

【議論】

- 穀類の試験室試料は5 kg以上、分析用試料は25 g、穀類加工品の試験室試料は1 kg、分析用試料は25 gとする。
- 分析法の性能規準は、各分子種の比率、毒性、分析の実効性等を考慮して、AFB₁とそれ以外の3分子種を50:50と仮定した性能規準とする（低いLOQが割り当てられる3分子種の分析の妥当性が確認できない場合に限り、AFB₁の水準まで引き上げを認める）。

【結論】

- 合意したサンプリングプランについて第42回CCMASに承認を求める。
- 第46回総会にステップ5/8での最終採択をはかる。

13

（サンプリングプランの例）加工向けトウモロコシ穀粒中の総AF

最大基準値	15 µg/kg (AFB ₁ +AFB ₂ +AFG ₁ +AFG ₂)
インクリメント	100 g のインクリメント（抜き取り数はロットの重量による）
試料調製	適切な粉砕機で乾式粉砕（粒径は 0.85 mm、20メッシュ以下）
試験室試料の重量	5 kg以上
試験室試料の数	1
分析用試料の重量	25 g
分析法	設定した性能規準に従って選定する
判定基準	試験室試料中のAFB ₁ 、AFB ₂ 、AFG ₁ 、AFG ₂ の分析値の合計が15 µg/kg以下であればロットを合格、それ以外なら不合格とする

分析種	ML (µg/kg)	LOD (µg/kg)	LOQ (µg/kg)	精度 (%)	最低許容 範囲(µg/kg)	回収率 (%)
AFB ₁ +AFB ₂ +AFG ₁ +AFG ₂	15	≤3	≤6	≤44	8.4 - 21.6	60 - 115
AFB ₁	-	≤1.5	≤3	≤44	4.2 - 10.8	60 - 115
AFB ₂	-	≤0.5*	≤1*	≤44	1.4 - 3.6	40 - 120
AFG ₁	-	≤0.5*	≤1*	≤44	1.4 - 3.6	40 - 120
AFG ₂	-	≤0.5*	≤1*	≤44	1.4 - 3.6	40 - 120

*これらの値での妥当性が確認できない場合は、AFB₂、AFG₁、AFG₂のLOD、LOQの水準をAFB₁のパラメータまで引き上げることができる。

議題10：シガテラ中毒の防止又は低減に関する討議文書

【結論】

- ・実施規範又はガイドラインに関する新規作業についてのプロジェクト文書について第46回総会の承認を求める。
- ・米国を議長、フランス、スペイン、パナマを共同議長とするEWGを設置し、次回会合に向けて原案を作成する。

議題11：ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書

【結論】

- ・討議文書について回付文書でコメントを求め、EWG（議長：EU）を再設置し、次回会合で検討する。

議題13：CCCFの今後の作業計画

【結論】

- ・主要食料と汚染物質組合せを特定する作業継続の支持があったものの、作業を引き受ける国がなく、3年後に再検討することに合意。

15

一般事項や今後の作業計画に関連する議題

議題14：汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

【結論】

- ・レビューのための「追跡リスト」、「最優先リスト」の更新に合意。
- ・レビューのための「優先順位付けの規準」の修正、追加に合意。（4つの修正、追加提案のうち、3つは日本提案）
- ・WG（議長：カナダ）を再設置し、次回会合直前に「追跡リスト」や「最優先リスト」の更新等について議論。
- ・「最優先リスト」に掲載された規格のうち、議論をリードする意向を示した国があった次の2つ規格についてEWGを設定し次回会合で検討。
 - (a) 落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）（議長国：ブラジル）
 - (b) 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のAFB₁汚染の低減に関する実施規範（CXC 45-1997）（議長国：カナダ）

一般事項や今後の作業計画に関連する議題

議題15：JECFAの評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ

【結論】

- ・ 中国を議長、サウジアラビアを共同議長とするEWGを設置し、トロパンアルカロイド類のフォローアップ措置について次回会合で検討。
- ・ （議長を引き受ける国がなかった）麦角アルカロイド類、トリコテセン類のフォローアップ措置の討議文書作成について次回会合で再検討。

議題16：JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト

【結論】

- ・ トリウム（米国提案）、PFAS（シンガポール提案）を追加することに合意。（ダイオキシン・ダイオキシン様PCB、ヒ素、スコポレチンは維持。）
- ・ 米国を議長とするWGを再設置し、次回会合で引き続き検討
- ・ アクリルアミド（インド提案）については追加せず、リスク管理措置を検討するためのEWG（議長：インド、共同議長：サウジアラビア）を設置し次回会合で検討
- ・ エチレンオキシド及び2-クロロエタノール（インドネシア提案）については、CCPRに農薬の定義への合致やJECFAとJMPRとの調整が必要かを検討するよう要請
- ・ その他データコール（キノア中のカドミウム、鉛、ろ過助剤中の鉛）の実施を確認

17

一般事項や今後の作業計画に関連する議題

議題12：最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス

【結論】

- ・ ガイダンスの各パートごとの今後の作業方針やスケジュールに合意。次回会合では、パート1（データのデータの収集、GEMS/Foodへの提出及び抽出に関する事項）の合意を目指し、パート2（データの選定、選別及び概要に関する事項）及びパート3（データの統計解析に関する事項）は次回会合で主要なトピックの検討を行い、次々回会合以降での合意を目指す。
- ・ GEMS/Foodへデータ提出のテンプレートの修正提案に合意。
- ・ EUを議長、米国、オランダ、日本を共同議長とするEWGを再設置し、ガイダンスの作成作業を継続する。
- ・ 次回会合でガイダンス文書を議論するための会期前WGを開催する。

議題17：その他の議題

【結論】

- 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定（米国提案）について、次回会合での議論に向けて米国が討議文書を作成することに合意。
- 本会合の会期前にサイドイベントとして開催された、「食品及び飼料安全における汚染物質に関する新たな問題についての先見性」については、次回会合以降、独立した議題として設置することに合意

そのほか、前回会合（第15回CCCCF）で先送りした議題として、魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（EWG議長国：カナダ）が次回会合で議論される。

19

Codexウェブサイトにおける日本の貢献の紹介

codexalimentarius > News and Events > News details



Codex60 / Launch of new format for code of practice on lead at contaminants committee

19/04/2023

In 2022 the Codex Secretariat began work on reviewing the formatting and layout of Codex texts to ensure consistency, to meet FAO and international publishing standards and to enhance readability. A digital object identifier has also been added to standards as they are published, providing a unique reference that can support tracking and citation of each text. The project is part of the Codex Secretariat's contribution to the celebration of the 60th anniversary of the Codex Alimentarius Commission.

The Code of Practice for the Prevention and Reduction of Lead Contamination in Foods (CXC 56-2004) was the first text to undergo this process and on Wednesday 20 April 2023, during the current session of the Codex Committee in Contaminants in Foods, taking place in Utrecht, the text was presented to the team that led the work: the United States of America, Japan and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland.

Eileen Abt, United States of America, who chaired work on the text said: "The new lead Code of Practice format is terrific! It provides an attractive, easy to read document, and the ability to track use by Member Countries and stakeholders will provide valuable information on its application globally."

"It is exciting to see the publication of this valuable code in a clear, accessible and easy to digest format," said Craig Jones, United Kingdom. "It was an honour to serve as co-chair to help deliver this work alongside the USA and Japan."

codexalimentarius > News and Events > News details



Contaminants Committee recognizes contribution of Yukiko Yamada to food safety

21/04/2023

As the 150th anniversary of the Codex Committee on Contaminants in Foods (CCCCF) drew to close in Utrecht, the Kingdom of the Netherlands on Thursday 20 April 2023, Japan took the floor to inform the Committee that this would be Yukiko Yamada's last meeting.

Yukiko began her Codex career initially in the Codex Secretariat in FAO in 1980 and over the last 38 years has served the Codex Alimentarius Commission, her Government but above all consumers in her exceptional and unwavering commitment to food safety.

The Chairperson of CCCC, Sally Haffner expressed the Committee's appreciation for the significant contribution Yukiko has made on an esteemed colleague during her time in Codex.

